

令和5年決算特別委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年10月18日(水) 午前 9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	山口 仁美 君	副委員長	今吉 直樹 君
委員	植山 太介 君	委員	竹下 智行 君
委員	前田 幸一 君	委員	久保 史睦 君
委員	宮田 竜二 君	委員	徳田 修和 君
委員	仮屋 国治 君	委員	下深迫 孝二 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議員	久木田 大和 君	議員	野村 和人 君
議員	鈴木 てるみ 君	議員	前島 広紀 君

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

市長公室長	富永 博幸 君	危機管理監	平田 雄嗣 君
秘書広報課長	小松 弘明 君	安心安全課長	山口 留美子 君
ジオパーク推進課長	徳留 要一 君	秘書広報課主幹	堀ノ内 周作 君
秘書広報課主幹	富久 亮二 君	安心安全課主幹	有村 浩 君
ジオパーク推進課主幹	野村 譲次 君	安心安全課交通防犯グループ長	末重 公司 君
安心安全課防災グループ主査	鮫島 友和 君	安心安全課交通防犯グループサブリーダー	野間 立樹 君
安心安全課交通防犯グループ主事補	吉永 蒼天 君		
総務部長	小倉 正実 君	総括工事監査監	松崎 浩司 君
収納対策監	萩元 隆彦 君	総務課長	野崎 勇一 君
財政課長	石神 幸裕 君	財産管理課長	楠元 聡 君
工事契約検査課長	末永 明弘 君	税務課長	岩元 勝幸 君
収納課長	萩元 隆彦 君	総務課主幹	豊田 理津子 君
総務課主幹	安楽 尚子 君	総務課主幹	柳田 謙一郎 君
財政課主幹	末増 あおい 君	財産管理課主幹	堀切 貴史 君
工事契約検査課主幹	山下 弘美 君	税務課主幹	用貝 大星 君
税務課主幹	木藤 正彦 君	収納課主幹	尾辻 善尋 君
財産管理課主幹	向吉 孝司 君	収納課主幹	安栖 大悟 君
収納課主幹	福元 啓太 君	工事契約検査課主幹	山下 裕一朗 君
税務課固定資産税グループサブリーダー	有馬 貴浩 君	税務課固定資産税グループサブリーダー	松下 孝史 君
税務課市民税グループサブリーダー	田中 智絵 君	収納課収納第2グループサブリーダー	福留 敏郎 君
収納課収納第2グループサブリーダー	和田 純孝 君	総務課人事研修グループ主査	生野 卓也 君
企画部長	出口 竜也 君	企画政策課長	上小園 拓也 君
地域政策課長	宮永 幸一 君	情報政策課長	八ヶ代 秋吉 君
D X推進課長	野村 博昭 君	溝辺総合支所長兼地域振興課長	藤崎 勝清 君
企画政策課主幹	藤田 光治 君	企画政策課主幹	米元 利貴 君

地域政策課主幹	今村	伸也	君	地域政策課主幹	横山	雅春	君
情報政策課主幹	出口	幹広	君	情報政策課主幹	永井	尚美	君
D X 推進課主幹	三善	智弘	君	D X 推進課主幹	二宮	紀仁	君
溝辺総合支所地域振興課主幹	宗像	茂樹	君	情報政策課情報システムグループ長	佐藤	之俊	君
企画政策課企画政策グループサブリーダー	川床	智文	君	地域政策課地域政策グループサブリーダー	有馬	義浩	君
溝辺地域振興・教育グループ主査	山野	茂洋	君	地域政策課中間地域活性化対策グループ主任主事	松元	聖哉	君
企画政策課企画政策グループ主事	永田	蓮	君	企画政策課行革推進グループ主事	平田	祐実	君
地域政策課地域政策グループ主事	南上	賢斗	君				

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の所管に係る協議事項は、次のとおりである。

議案第65号 令和4年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 令和4年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（山口仁美君）

決算特別委員会を開会します。本日は、決算関係議案14件のうち、2件の審査を行います。

△ 議案第65号 令和4年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（山口仁美君）

まず、議案第65号、令和4年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、総括の説明を求めます。

○総務部長（小倉正実君）

それでは、議案第65号、令和4年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についてその概要をご説明申し上げます。令和4年度の当初予算は、引き続き、新型コロナウイルス感染症等緊急対応策に万全の体制で臨むとともに、(仮称)霧島市クリーンセンター建設事業・学校施設整備事業などの大型事業や国民体育大会負担金、第12回全国和牛能力共進会の開催など全国規模の大会に係る事業があったことから、合併後最高額となる648億3,000万円の予算編成を行いました。このような中であっても、令和4年度における本市の財政運営につきましては、令和4年2月に策定した霧島市経営健全化計画（第4次）の計画達成に向け、市税等の徴収率向上や使用料及び手数料の見直しなど自主財源の確保に積極的に取り組むとともに、今後見込まれる大型事業等に備え、積極的な基金の涵養に努めたところです。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵攻等による物価高騰への対応、国の二度にわたる補正予算に呼応し、15号に及ぶ一般会計補正予算を編成し、令和3年度からの繰越予算を除く予算総額は、同感染症の影響で過去最高額となった令和2年度に次ぐ734億8,506万5,000円となりました。また、13弾に及ぶ新型コロナウイルス感染症等緊急対応策も実施しました。歳入面においては、市税収入は合併後最高額の約170億円になり、前年度比で3.7%の増加となりました。また、各収入の徴収率向上への取組、ふるさと納税確保の取組、使用料及び手数料の見直し、市有財産の活用にも力を入れるなど自主財源の確保には積極的に努めたところです。一方、依存財源については、高校生までの子どもがいる世帯に対し児童1人当たり10万円を給付した子育て世帯臨時特別給付金給付事業費などの減少により、大幅に減少し、歳入総額は前年度比3.7%の減となりました。歳出面においては、歳入と同じく子育て世帯臨時特別給付金給付事業費などの影響により扶助費が減少したことや、基金積立金が減少したほか、徹底した経費

節減を進めたことにより、歳出総額は前年度比 5.0%の減となりました。その結果、令和 4 年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額 730 億 4,225 万 1,000 円、歳出総額 682 億 9,087 万 5,000 円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、47 億 5,137 万 6,000 円、さらに、この金額から翌年度へ繰り越すべき財源 12 億 3,045 万 2,000 円を差し引いた実質収支は、35 億 2,092 万 4,000 円の黒字となりました。また、令和 4 年度末の市債現在高は、485 億 9,537 万 2,000 円で、前年度末より約 30 億 1 千万円減少しました。一方、財源調整に活用可能な財政調整基金現在高は、76 億 7,048 万円となり、前年度末を約 1 億 2,000 万円下回る結果となりました。なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質公債費比率は 6.5%で、他の健全化比率等も含め、全ての数値で国が示す早期健全化基準を下回っていることなどから、概ね健全な財政運営を行っているものと考えているところです。今後とも、持続可能な健全財政を堅持するために、合併以降年々増加している扶助費をはじめとする社会保障関係費、今後の大型事業の実施、経年劣化に伴う施設改修等に備え、引き続き、中長期的視点に立って、自主的、自律的に行財政改革を推進してまいります。以上で、一般会計の決算全般についての総括説明を終わりますが、引き続き、決算の概要について財政課長が、税収等の状況について税務課長、収納課長がそれぞれご説明いたしますので、よろしくご審査いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（石神幸裕君）

それでは、令和 4 年度決算概要について、ご説明します。この決算概要については、総務省が毎年度行っている地方財政状況調査（いわゆる決算統計）をベースに分析を行ったものです。この調査は、一般会計と公営事業会計以外の会計を統合し、地方財政統計上統一的に用いられる普通会計としてまとめたものになります。令和 4 年度普通会計決算額は、一般会計決算額から鹿児島県後期高齢者医療広域連合の事業会計計上分等である 895 万 6,000 円を除いた額であり、令和 4 年度の一般会計歳入歳出決算書とは数字が異なります。また、各款の決算額についても分析方法の違いにより、決算書と数字が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。まず、令和 4 年度決算概要に基づきましてご説明します。2 ページをお開きください。普通会計決算の総括です。決算総額では、歳入総額が 730 億 3,329 万 5,000 円で対前年度比 3.7%減、歳出総額が 682 億 8,191 万 9,000 円、対前年度比 5.0%の減となりました。3 ページ、第 1 表をご覧ください。歳入総額から歳出総額を差引いた形式収支は、47 億 5,137 万 6,000 円の黒字となり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源 12 億 3,045 万 2,000 円を差引いた実質収支は、35 億 2,092 万 4,000 円の黒字となりました。令和 4 年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いた単年度収支は、3 億 8,365 万 3,000 円の黒字となり、単年度収支に財政調整基金への積立及び取崩を加味した実質単年度収支は、2 億 6,528 万 1,000 円の黒字となりました。財政力指数は、前年度と同じ 0.54 で、標準財政規模は、346 億 6,962 万 6,000 円となりました。そのほか、後ほどご説明しますが、経常収支比率については、87.2%で、前年度の 83.3%から 3.9 ポイント上昇し、実質公債費比率については 6.5%で、前年度の 6.6%を 0.1 ポイント下回りました。次に、4 ページをお開きください。普通会計決算の財政構造になります。はじめに、歳入です。5 ページの第 3 表で歳入の状況をそれぞれの区分ごとにお示ししています。主な内訳では、市税が構成比 23.3%前年度 21.6%、1.7 ポイント増決算額は合併後過去最高となる 169 億 8,293 万 9,000 円となりました。同様に、国庫支出金が 21.3%前年度 23.2%、1.9 ポイント減の 155 億 3,121 万 7,000 円、地方交付税が 21.1%前年度 20.6%、0.5 ポイント増の 154 億 3,972 万円、県支出金が 7.5%前年度 7.0%、0.5 ポイント増の 54 億 9,889 万 4,000 円となりました。具体的な項目では、増加の主なものとして、市税で固定資産税が 2 億 3,959 万 4,000 円、個人市民税が 1 億 9,895 万 9,000 円、寄附金でふるさと納税が 2 億 1,592 万 5,000 円、県支出金で子どものための教育・保育給付費が 1 億 1,050 万 8,000 円 それぞれ増加しました。一方、減少の主なものとして、国庫支出金で高校生までの子どもがいる世帯児童 1 人当たり 10 万円を給付した子

育て世帯臨時特別給付金給付事業費及び住民税非課税世帯及び家計急変世帯1世帯当たり10万円を給付した住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費が32億4,971万2,000円、市債で臨時財政対策債が15億4,640万円それぞれ減少しました。次に、7ページをお開きいただき、第4図 自主財源と依存財源をご覧ください。市税、繰越金、基金からの繰入金、使用料及び手数料、寄附金等が自主財源で、構成比としましては、39.5%です。依存財源は、国庫支出金、地方交付税、県支出金、市債、地方消費税交付金等で、構成比は60.5%です。自主財源の占める割合は前年度の36.3%から3.2ポイント上昇しました。自主財源の占める割合が上昇した要因は、市税が合併後過去最高額となったこともその一因ではありますが、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費等の減により国庫支出金が、臨時財政対策債の減により市債が、減少したことなどの影響が大きいことから、行政活動の自立性と財政基盤の安定性を確保する上から、今後とも、自主財源の比率を高める必要があります。次に、第5図 一般財源等と特定財源をご覧ください。一般財源等は62.4%を占めており、市税、地方交付税、繰越金、地方消費税交付金等です。なお、市債の割合が第5図では3.8%、第4図及び第6図では4.6%となっています。これは、第5図の3.8%には普通交付税から振り替えられた臨時財政対策債等が一般財源扱いとなり含まれないことによるものです。特定財源は37.6%を占めており、国・県支出金、臨時財政対策債等以外の市債等で、それぞれ使用目的が特定されている財源です。次に、第6図 経常的収入と臨時的収入をご覧ください。経常的収入は68.3%を占めており、市税、地方交付税、国・県支出金等です。市税は第4図及び第5図では23.3%でしたが、このグラフでは、都市計画税が臨時的収入に分類されるため、都市計画税を除外した税の割合で、22.6%となります。同じく地方交付税では特別交付税が臨時的収入に分類されるため、普通交付税の割合で、18.7%となります。臨時的収入は31.7%を占めています。歳入に占める経常的な収入が多ければ多いほど、安定的な財政運営につながることになるため、このような観点からも、市税あるいは国・県支出金といった経常的収入の確保に努めていかなければなりません。続きまして、歳出の状況です。まず、目的別の歳出状況については、11ページをお開きいただき、第4表をご覧ください。目的別の歳出状況は、それぞれの年度において、歳出の目的別経費の支出状況が異なることから、年度ごとにばらつきがあります。民生費が37.1%と最も高く、次に総務費16.1%、教育費11.1%、公債費9.6%の順となりました。増加した主な項目としては、災害復旧費については大規模災害復旧事業の実施に伴い63.7%の増、労働費は横川勤労者技術研修館の解体工事実施に伴い47.5%の増、商工費は新型コロナウイルス感染症等緊急対応策であるプレミアム付商品券事業及び事業継続支援給付金給付事業等の実施に伴い29.3%の増などです。一方、減少した主な項目としては、総務費については基金積立金の減少に伴い11.4%の減、民生費は子育て世帯臨時特別給付金給付事業費等の減少に伴い8.4%の減となりました。次に、性質別の歳出状況については、12ページの第5表をご覧ください。義務的経費は52.2%、356億2,076万4,000円、投資的経費は12.5%、85億5,046万4,000円、その他の経費は35.3%、241億1,069万1,000円です。前年度との比較では、義務的経費が26億9,422万5,000円の減で、その主な要因は、扶助費が子育て世帯臨時特別給付金給付事業費等の減に伴い23億1,305万円減少したことによるものです。投資的経費は1億2,563万2,000円の減で、その主な要因は、光ブロードバンド整備事業の終了などに伴い普通建設事業費が6億4,834万3,000円減少したことによるものです。その他の経費は7億7,967万6,000円の減で、その主な要因は、基金積立金の減少に伴い13億395万3,000円減少したことによるものです。次に、15ページをご覧ください。経常収支比率については、財政構造の弾力性を判断する最も一般的な指標として用いられています。これは、歳出の経常的な経費に充当された一般財源等307億8,284万円が経常的に収入される一般財源等352億8,167万1,000円に占める割合で算出するもので、経常的な支出に充当する一般財源等が多くなれば、臨時的支出に一般財源等を充当することができなくなるため、財政構造に弾力性がないということになります。先ほども触れましたように、

令和4年度の経常収支比率は、前年度の83.3%から3.9ポイント上昇し、87.2%となりました。上昇した要因としましては、普通交付税の振替措置である臨時財政対策債の減少に伴い経常的に収入される一般財源等が減少したことによるものです。次に、将来にわたる財政負担として、市債及び積立基金について分析したものです。16ページをご覧ください。市債については、第6表で公債費の財源別内訳等を、第7表で市債の現在高をお示しています。第6表の決算額65億6,218万円のうち、一般財源等が64億6,298万5,000円で98.5%を占めており、大部分を一般財源等で償還しています。第7表では、これまでと同様に借入額を償還元金以下に抑制したことにより、令和3年度末の現在高516億116万6,000円に対して、令和4年度末では、485億9,537万2,000円となり、30億579万4,000円減少しました。17ページをご覧ください。令和4年度中に発行した市債は、第9表のとおり、令和3年度繰越分の借入額5億7,660万円と令和4年度借入額28億840万円を合わせた33億8,500万円で、そのうち、合併特例事業債は15億8,410万円、普通交付税の振替措置である臨時財政対策債は5億7,100万円発行しています。次に、21ページをお開きください。基金の状況になります。積立基金について、令和3年度末と比較しますと12億7,842万2,000円増加しています。22ページをお開きください。第13表 積立基金残高では、財政調整に活用可能な財政調整基金は、1億1,837万2,000円減少し、76億7,048万円となりました。24ページをお開きください。今後の財政運営のあり方になります。令和4年度の本市の状況を全国の類似団体と比較すると、自主財源比率は39.5%、財政力指数は0.54と低く財政基盤が脆弱である状況に変化はありませんでした。一方、歳出面では、令和4年度は減少したものの扶助費などの社会保障関連経費が、少子高齢化の進行に伴い今後も増加傾向にあること、敷根清掃センターをはじめとする多くの公共施設等で経年劣化への対応が必要であること、更には原油価格・物価高騰を含む様々な対応・取組、(仮称)霧島市クリーンセンターや総合治水対策をはじめとする必要不可欠な大型普通建設事業に取り組まなければならないことなどから、今後においても多くの財政需要が見込まれる状況にあります。このような厳しい財政状況の中で、本市を取り巻くあらゆる課題の解決や市民福祉の向上に努めなければなりません。このため、令和4年2月に策定した霧島市経営健全化計画(第4次)などに基づき、健全な財政基盤を維持しつつ、限りある財源を効果的・効率的に活用していくとともに自治体DXや霧島市公共施設管理計画及び個別施設計画に基づく施設保有量の見直し・適正化(総量縮減)についても積極的に推進していく必要があります。今後とも、後年度の財政運営に支障をきたさないように、常に中長期的な視点に立って、財政収支の均衡を図るとともに、計画的な財政運営を行うために基金の積み立てを行う一方、市債の発行や債務負担行為の設定等については慎重を期するなど、今まで以上に健全財政の堅持に努めていかなければならないと考えています。25ページ以降には資料を掲載していますのでご参照ください。以上で決算概要の説明を終わります。なお、令和7年度に発行期限を迎える合併特例債の借入計画額の変更が必要となったことに加え、物価高騰や人件費高騰の影響による普通建設事業費の増嵩、国の異次元の少子化対策による扶助費の増嵩など、令和4年2月の策定時点には想定し得なかった新たな財政需要への対応が必要となっていることなどから、霧島市経営健全化計画(第4次)の財政計画を見直す予定としています。また、それと併せて、議決案件である新市まちづくり計画も、本年度中に見直す予定としています。続きまして、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、ご説明します。令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について(報告)に添付されている監査委員の審査意見についての次のページをご覧ください。まず、健全化判断比率の各比率についてご説明します。最初に実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率になります。標準財政規模とは、地方公共団体が標準的な状態で通常収入するであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算したものになります。本市の令和4年度決算では、実質収支が黒字であるため、マイナス10.15%

と負の値となり、「－（バー表示）」となります。地方公共団体において、財政収支が不均衡な状況、その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である早期健全化基準は、本市の場合 11.62%以上となります。また、地方公共団体の財政状況の著しい悪化に伴い、自主的な財政の健全化を図ることが困難な場合に、計画的に財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である財政再生基準は、市町村の場合 20%以上となっています。本市はいずれも基準を下回っており、問題はありません。次に連結実質赤字比率は、特別会計や公営企業会計を含んだ全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率になります。本市は、連結実質収支が黒字であるため、マイナス 29.72%と負の値となり、「－（バー表示）」となります。早期健全化基準は本市の場合 16.62%以上、財政再生基準は 30%以上となっていますので、本市はいずれも基準を下回っており、問題はありません。次に実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金、一部事務組合の起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金や、公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率になります。これは、借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示したものであるということもできます。本市は、6.5%となっており、早期健全化基準は 25%以上、財政再生基準は 35%以上となっていますので、本市はいずれも基準を下回っており、問題はありません。最後に将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率になります。これは、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示したものであるということもできます。本市は、地方債の償還等に充当可能な財源が将来負担額を上回ったことから、マイナス 32.2%と負の値となり、「－（バー表示）」となります。早期健全化基準は市町村の場合 350%以上となっていますので、本市は基準を下回っており、問題はありません。次に、資金不足比率についてご説明します。次のページをご覧ください。これは、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、本市はいずれの会計も資金不足がありませんので、「－（バー表示）」となります。地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図る基準として定められた数値である経営健全化基準は 20%以上となっていますので、本市は基準を下回っており、問題はありません。まとめとしまして、本市の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国の示す早期健全化基準等を下回っており、本市は財政が比較的健全な自治体と区別されますが、早期健全化、財政再生への取組を強制されないことがないよう、引き続き、自主的、自立的に改革改善を実施していく必要があると考えています。以上で説明を終わります。

○収納課長（萩元隆彦君）

税務課・収納課関係の税收等の決算概要につきまして、ご説明いたします。令和4年度一般会計歳入歳出決算附属書 16 ページ、17 ページをお開きください。市税全体では、調定額 173 億 4,313 万 9,308 円に対し、収入済額 169 億 8,293 万 8,587 円、徴収率 97.92%で、前年度と比較して 0.24 ポイントの増であります。市税の個別の収納状況につきましては、まず、個人市民税の現年課税分が、調定額 53 億 6,669 万 2,177 円に対し、収入済額 53 億 2,242 万 2,332 円で、徴収率 99.18%であります。滞納繰越分は、調定額 7,596 万 4,135 円に対し、収入済額 3,054 万 4,638 円で、徴収率 40.21%であります。次に、法人市民税の現年課税分が、調定額 10 億 6,773 万 900 円に対し、収入済額 10 億 6,584 万 5,395 円で、徴収率 99.82%であります。滞納繰越分は、調定額 644 万 6,206 円に対し、収入済額 276 万 8,800 円で、徴収率 42.95%であります。次に、固定資産税の現年課税分が、調定額 83 億 9,807 万 9,885 円に対し、収入済額 83 億 2,467 万 6,579 円で、徴収率 99.13%であります。滞納繰越分は、調定額 2 億 2,242 万 6,839 円に対し、収入済額 5,244 万 6,539 円で、徴収率 23.58%であります。また、国有資産等所在市町村交付金につきましては、調定額・収入済

額ともに1億254万5,700円であります。次に、軽自動車税の環境性能割の現年課税分は、調定額・収入済額ともに2,279万6,100円であります。種別割の現年課税分が、調定額5億403万5,900円に対し、収入済額5億27万9,380円で、徴収率99.25%であります。滞納繰越分は、調定額962万752円に対し、収入済額221万394円で、徴収率22.98%であります。次に、市たばこ税の現年課税分は、調定額・収入済額ともに9億2,968万9,613円であります。次に、入湯税の現年課税分は、調定額・収入済額ともに9,506万1,030円であります。次に、都市計画税の現年課税分が、調定額5億3,084万1,791円に対し、収入済額5億2,764万3,056円で、徴収率99.40%であります。滞納繰越分は、調定額1,120万8,280円に対し、収入済額400万9,031円で、徴収率35.77%であります。以上で説明を終わります。

○税務課長（岩元勝幸君）

次に税務課から決算附属書16ページ（款）2、地方譲与税から、21ページ（款）10、国有提供施設等所在市町村助成交付金までの収入状況について、説明いたします。譲与税及び交付金につきましては、調定額と収入額は同額であります。それでは、（款）2、地方譲与税は7億7,233万6,001円で対前年度比99.71%であります。内訳につきましては、（項）1、地方揮発油譲与税が1億3,553万7,000円、（項）2、自動車重量譲与税が4億568万3,000円、（項）3、森林環境譲与税が9,502万2,000円、（項）4、航空機燃料譲与税が1億3,609万4,000円、（項）5、地方道路譲与税が1円となっております。次に（款）3から（款）10までの交付金の合計額は、34億6,354万8,172円で、対前年度比102.72%であります。主なものは、（款）7、地方消費税交付金の30億9,482万2,000円で、昨年度より1億2,172万6,000円増額しています。以上で説明を終わります。

○総務部収納対策監兼収納課長（萩元隆彦君）

私が先ほどの口述で、最後のページのほうなんですけども、読み上げ例を間違えた模様ですので、再度、都市計画税の滞納繰越分に係る調定額につきまして、先ほど2,120万円と言ったようなので、文章のとおり、1,120万8,280円ということでおわびして訂正させていただきます。

○委員長（山口仁美君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

決算審査ということで、かなり財政が厳しいということが、一方では強調されております。それを反映する一つとして、本年度から、この決算附属書、監査委員の意見書、これが例年よりも取扱いが私から言えば雑になっているという印象を拭えません。従来は、厚紙で附属書と監査委員意見書は作成をされていて、非常に分類しやすかったんですけども、同じような形で、ざら紙のような形で、決算書がつづられているというふうになっていますので、こういうやり方はどうなのかなというのを最初に申し上げておきたいというふうに思います。それで決算概要の2ページのところでありますけれども、経常収支比率が今回87.2%になったと。昨年度よりも、3.9ポイント上昇をしたというふうに説明がなされているわけです。その理由として挙げられているのが、臨時財政対策債の減少なんだという説明であります。臨時財政対策債ってというのはいわゆる地方交付税の代替措置ということで言われているものであるわけです。それで、決算書の附属書5ページを見ますと、市債の部分があります。それでは、市債が調定額、予算現額が58億5,480万円ということですから。予算現額は。そして、調定額、収入済額は33億8,500万円ということで報告がなされております。予算現額と収入済額との比較では24億6,980万円の減という報告ですよ。臨時財政対策債の減というのを、ここで強調している部分というのは、一つはここに該当するのかなというふうに思いますが、まずその確認をさせてください。

○財政課長（石神幸裕君）

今委員から申された、決算書の5ページ、5ページのところです。市債の予算現額と収入額との

差が約25億あるというところですが、これにつきましては、臨時財政対策債が落ちた分は、補正を行っておりますので、この分はR4年度から5年度へ繰り越す分の市債になります。繰越しなどによるものです。

○委員（宮内 博君）

これが金額的に24億6,900万円余りということでありまして、途中の補正というのは不可能だったのかということが一つあるんですけどもその辺の経緯をお示してください。

○財政課長（石神幸裕君）

この市債につきましては、3月補正で、市債の増減については、ある程度補正を行っております、ここに上がっている、三角部分につきましては、ほぼ繰越しで持っていく市債になります。市債につきましては、現年度で、市債の発行については、国県と協議を行って、市債の発行が認められておりますけれども、予算上は調定を打ちません。国の補助金等は決定を受けた分は調定を打って未収入として繰り越しておくんですけども、市債については、調定自体は翌年度の繰越しをした時点で、最終的に調定を打つものですから、この三角部分については主にその部分になります。

○委員（宮内 博君）

臨時財政対策債が減少したということで、経常収支比率が前年度よりも後退したという説明なんですよね。それで、これまでも決算委員会のたびに議論はしてきているんですけども、臨時財政対策債っていうのは、地方交付税の代替措置ということで、これは必ずその後、地方交付税として、本来であれば地方交付税として地方自治体が、国から交付を受けるべき、財源ということなので、全額自治体のほうに配分されるということになるということで、答弁が繰り返されているんですけども、減少した部分は地方交付税として、どういう形で令和4年度の場合、入ってきたのかというのは検証できるんですか。

○財政課長（石神幸裕君）

臨時財政対策債につきましては地方交付税、普通交付税の代替として、国と地方で折半をしている部分の、地方負担分になります。これにつきましては、国の通常国会において、地方財政計画に基づいて国が地方の収支を出すわけですが、その中の一般財源の総額について、見積りを行った上で、地方交付税が不足する分については、国と地方が折半するものであります。その臨時財政対策債につきましては、地方財政計画に基づいて決定がなされて、その代替分を地方で発行することになっております。

○委員（宮内 博君）

臨時財政対策債については全額、自治体に後々交付税措置をされるということがこれまでの見解だったんですけど、そのことについては変わりはないというふうに理解していいんですか。

○財政課長（石神幸裕君）

そのとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

経常収支比率の関係についてでありますけれども、87.2%ということですよ。今回の決算。それで財政課長の口述の1ページでありますけれども、経常収支比率については、というふうに紹介をされている部分であります。全国の類似市との比較で見ると、全国類似市では、15ページに89.6%ということが報告されているんですよ。それでそういう中であって、監査委員の意見書61ページでありますけれど、この上から4行目というふうに書いてあるかということ、経常収支比率は87.2%で、90%を下回っているものの、依然として硬直化していると。こういう表現をしているわけですよ。それで先ほど15ページのところに、全国類似都市89.6%ということで、これからすると本市87.2%でありますから、全国類似都市からすると、財政状況は、健全化だということが言えると思うんですけど、それと、県内19市の令和3年度の経常収支比率を見ますと86%です。

令和3年度からいくと霧島市の場合は、今回3.9%上昇したということでもありますので、この基準よりも下回っているということになっているんですけど、監査委員の硬直化という表現。これは適正なのかどうか、そこをお示しください。

○財政課長（石神幸裕君）

監査委員の61ページの記述なんですけれども、経常収支比率は87.2%で90%を下回っているものの、依然として硬直化している厳しい状況が続いているという表現です。これは、昨年度の令和3年度の意見の中では、適正とされる数値0.7から0.8の範囲を超えておりという表現が今までありました。今回、監査委員からの報告では、この部分が削除されておりまして、厳しいという表現だけになっております。この経常収支比率につきましては、先ほど委員から申された数値もありますけれども、4年度の速報値、全国の市町村では、もう報道で出ておりますけれども、平均で92.2%、県内19市においては90.5%となっております。速報値が出ていない決算統計が今国のほうで総務省のほうで整理をしておりますけれども、4年が出ておりませんので、3年度の類団でいきますと89.6%でございます。この経常収支比率なんですけれども、昨年度の令和3年度につきましては、国が補正を組みまして、臨時財政対策債が令和3年度は、一般財源が不足したために、折半分があるということで臨時財政対策債がその適用を受けて、増額されたことによって、その償還が厳しいということで、夏の決定後の後に補正を受けた額が、追加で交付されておりまして、分母が極端に上がった年でございます。ですので、類団のR3年度の89.6%につきましては、イレギュラーな数字であると思っております。今年は霧島市が87.2%で、国、19市よりも下回っておりまして、令和4年度以前の平均からしますと、概ね90を下回るところが今うちの大体の経常収支比率ではなかろうかと考えております。この厳しいという状況が、先ほど監査委員の報告で0.7から0.8を超えているところが削除されているんですけども、これが示されたのが昭和44年でございますので、44年につきましては、起債等の充当率が十分でなくて、一般財源が投資をする際にかなり必要であったということから、経常的な経費以外の臨時的経費に回すために、経常的な部分が伸びないようということで設定されたものでございますので、その点からしてこの監査委員の報告から今回削除されたと認識しております。なお付け加えるとすれば、毎年決算統計のヒアリングを県で行っておりますけれども、95を超えた団体については、別途調査ヒアリング等を行っているところがありますので、ある意味この線を超えると、かなり厳しいというふうな認識を持っているところがございます。

○委員（宮内 博君）

全国の類団で89.6%ということでありまして、全国の類団というのも、総務省でしたかね、等が示している類団ということで、今回、資料をお願いして、霧島市独自の類団独自試算というのを、表を配っていただきましたけれども、ここで比較をしたということではないわけですのでこれで比較したという部分があるんですか。

○財政課長（石神幸裕君）

手元での資料では独自類団での比較はしていないところです。

○委員（宮内 博君）

せっかく19団体を示していただいているわけですので、そこそこはぜひ、調べておいていただければ、また後ほど、教えていただければと思いますので、よろしく申し上げます。もう一つは地方交付税の関係についてでありますけれども、これはずっと、決算のたびに、私ども市議団、改善を求めてきているんですけど、自治法の210条との関係、総計予算主義との関係で、これは義務を課している。いわゆる、自治法上から見れば、ねばならないという規定でありますので、まず210条がどういうふう書いてあるかっていうのをお示しください。

○財政課長（石神幸裕君）

地方自治法の総計算主義の原則であります第210条につきましては、1会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを、歳入歳出予算に編入をしなければならないと記載されております。

○委員（宮内 博君）

だからねばならない規定ですので義務規定ですよ。それをそういうふうにしてなくて、決算で初めて、特別交付税について、今回、2022年度の特交の金額が9億3,881万5,000円であったということで報告をされているわけです。この2020年度からの3年間を見ても24億9,842万2,000円が予算に計上されていないということなんです。それは令和4年度の会計処理に当たって、どのように議論されたんでしょうか。

○財政課長（石神幸裕君）

地方自治法第210条の総計予算主義につきましては、これまで本市としては、これまでも申し上げましたとおりの方針で予算の処理をしているところです。総計予算主義等とは、歳入歳出を変更又は相殺せず、収入全てを歳入予算に、歳出の全てを歳出予算にそれぞれ計上することとし、相殺勘定後の金額を予算計上してはならないという趣旨であります。このため、本市の従来 of 取扱いである特別交付税の全額を予算計上しなければならないということではないという認識については、総計予算主義の規定には抵触しないものと認識しています。なお、この件につきましては過去に総務省自治財政局及び自治行政局にも違法性がないことを確認し、他の団体もこういった手法をとっていると伺っております。

○委員（仮屋国治君）

市税が、合併後最高額だったということで、理由として、市民税と固定資産税が増えたというような御説明があったわけですが、背景としてどのような理由が考えられるのか、お示しいただけますか。

○総務部税務課長（岩元勝幸君）

個人市民税の増減理由につきましては、納税義務者の増加や、課税状況調査を比較したときに、課税標準額が200万円から700万円未満の納税者で比較したときに、734人増額していきまして、控除前の税額が1億8,000万円増となっております。納税者の増と、200万から700万未満の賃金というか、そういう支払いのほうが多くなったものと考えております。

○総務部税務課主幹兼固定資産税グループ長（用貝大星君）

続きまして、固定資産税についてでございます。まずは、令和3年度と比較した場合、調定額ベースで、およそ3億5,000万円程度増加しているところです。この大きな要因としましては、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税、都市計画税の課税標準額の特例措置がございまして、おおよそ、固定資産税で2億1,000万円、都市計画税で800万円程度、この特例措置により減額がございました。ちなみに、減額分につきましては、令和3年の特例交付金のほうで、国のほうから、交付されております。これがまずは、昨年と比較して増えた要因に大きな要因でございます。それ以外の要因としましては、近年、専用住宅、これが一般的に建売であったりとかそういうものが非常に多くございまして、宅地の造成又は新築家屋の増加、専用住宅の新築家屋の増加等が割とここ数年、高い水準を維持しているということが要因ではないかと考えているところです。

○委員（仮屋国治君）

今御説明いただいた市民税、固定資産税について補正が組んでありますので、それなりの理由があったんだろうと思うんですが、16ページ17ページの歳入のところを見ていきますと、軽自動車税もたばこ税も入湯税も都市計画税も軒並み上がっているわけですが、コロナ禍にあって、なかなか市民生活も大変だろうと思っている年度であつたらうと思っておりますが、総務部としてという言い方は何かもしませんかけれども、市民生活、市中経済、そういったものをどのように令

和4年度をとらえていらっしゃいますか。

○総務部長（小倉正実君）

ここ3年ほどコロナウィルス感染症の影響がありまして、確かに今委員が言われるとおり、経済関係が低迷しているところでありまして、市のほうでも、令和4年度につきましても、前年度の令和3年も引き続きその対策等の経費を補正予算で計上させていただいたところがございます。その状況等も踏まえた上で、また、国の施策等もありましてまたコロナの状況等も、完全ではございませんけれども、徐々に終息の兆しも見えているのかなと思っております。そういう状況等を踏まえて、先ほど言いました、個人市民税の状況とか、入湯税の関係につきましてもやっぱり、入湯税については観光客が徐々に今戻りつつあるような中で増えている状況等もありますので、そういった意味からしますと、完全ではございませんけれども、徐々に、市の景気の状況等も、戻りつつはあるのかなというふうには感じているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

令和4年度当初予算が648億3,000万円ということで、出ております。そして、最終的には、コロナいろんな関係があって、734億8,506万円ということになっておりますけれども、合併当初、霧島市は、当初予算大体500億円ぐらいでいかないと先が持たないだろうといったような話もあったんですけども、これを見て予算編成されて、今、決算を行っているわけですけども、どのようにどのような感じを持ちですかね。

○財政課長（石神幸裕君）

予算規模でございますけれども、合併当初からしますと、義務的経費は、平成17年度と比較しますと、1.4倍になっております。その中でも、扶助費については、3.3倍、扶助費が平成17年度で約57億円でした。それが、令和4年度約190億円に膨らんでおります。3.3倍となった額としてはなっているところです。このような背景もありまして、合併して最初の頃は、500億円のあたりで、いくべきだという話もあったんですけども、この扶助費の動向によりまして、予算規模的には膨らんでいっているのが現状であります。

○委員（久保史睦君）

不納欠損額についてお伺いしたいと思います。市税と固定資産税について、不納欠損額、資料の17ページ。個別に聞きたいんですけどパーセンテージ出てないのでこれが一概に判断できないところあるんですけども、令和4年度の決算として、この不納欠損額について、どのような総括をされているのかこの部分についてお示してください。

○総務部収納対策監兼収納課長（萩元隆彦君）

不納決算額につきましては、この原因となっているものは、我々が滞納整理活動をする中で、自主納付をいただけない方に対して、財産調査を行ってまいります。そして、財産調査の中で、差押えする財産がない部分について、滞納処分の停止というものを行います。それに基づいて、取れない部分の滞納処분을停止した分が、この不納欠損の中に反映されておりまして、年度によって停止をする分というのが決まっておりますので、ある年度については、高いものが出てくる場合もありますし、ある年度については、逆に低い額になる場合もございます。だからこれは、滞納整理の一環の業務結果ということで、御理解いただければと思っております。

○委員（久保史睦君）

調査内容を聞いてるんじゃないかと、令和4年度この金額が出ているわけですよ。この金額についてどういう総括をされたのかという部分を教えていただけますか。

○総務部収納対策監兼収納課長（萩元隆彦君）

金額の総括と申し上げますと、調定額がかかった分が、これだけ結果的には、消却した分ということなんで、今後ないようにしていければ、ベストなんですけども、何分、滞納処分を行うものが

ない、支払うものがない部分の結果なので、この金額の総括については、その多い少ないではなかなか判断できないと考えております。

○委員（宮内 博君）

地方交付税の関係でお尋ねしたいと思えますけれども、去年は2月に、第4次の経営健全化計画が示されたわけです。それで地方交付税をどういうふうに予測しているのかということで、見てみますと、令和4年度から令和13年度まで、地方交付税は133億円で推移すると、こういう見通しを立てているわけですね。かなり、全体的な、大枠で見ているのかなというふうに思うんですけれども、それと比較して、実際に、2022年度の地方交付税は154億3,900万円ということを示しているわけです。その差額は、23億2,200万円ということになっているんですけど、これが実際に財政調整基金、特定建設事業基金等に積み立てられるということになりまして、市独自で試算をした、類団のデータ、全国で19市ということで上げていただいているんですけど、霧島市の全体の基金残高ということになっているんですけど、19市中4位、4番目に基金保有額が多いということになっているわけです。令和2年度の推計値で、もう133億円ということしか推計できなかったという背景を、そしてそれが令和17年まで続くという、そういうことにした背景をお示しをくださいませんか。

○財政課長（石神幸裕君）

地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税がございますけれども、133億円のうち、125億円が普通交付税、8億が特別交付税で健全化上は計画しているところです。4次でこれを策定した理由につきましては、直近の状況を見ながら、普通交付税が、過大な見積りにならないように、歳入欠陥にならないように、歳入につきましては、厳しく、財政計画を取りまとめたものでございます。

○委員（宮内 博君）

そういう一方で財政が非常に厳しいということを、各課に通達して、新年度の予算編成がそろそろ始まるうとしてるわけなんですけれども、かなり財源的に絞ってきているという状況が耳に入るんですけど、現実的にはもうここで23億円の財源の余裕が生まれているということになってきているわけですね。ですからもう少し現実に近い形で試算をできないものかというふうに、思うんですけれども、その金額、大き過ぎるということはないと。通常これぐらいがどこも同じような形でやっているというふうに理解してよろしいんですか。

○財政課長（石神幸裕君）

我々が言っている財政が厳しいっていうのは、当初予算で、財源不足が生じていることから、厳しいというふうに申し上げております。なぜ厳しいのかって言いますと、財源が不足する。不足した分は何でカバーするかというと、基金を繰り入れるしかございません。要は基金を繰り入れるには基金がないと、繰り入れることができませんので、当初予算が編成できないことになってしまいます。委員も言われる規模がどうなのかっていうことにつきましては、各自治体それぞれの事情や財政状況がありますので、本市としては、4次計画で示した、これは最低ラインの計画であって、これ以上の財政調整基金の涵養に努めるというふうにしております。それがどのぐらい基金が必要かっていうことになるかと思えますけれども、最近で言えば、通常ベースで繰り入れる額に加え、コロナによって令和2年度は10億円もの基金を取り崩して、国の財政措置が始まる前に対応したことがあります。この未曾有の危機があるために通常の当初で組むべき以上に基金がなければ何もできない、入ってきたお金を全部、歳出に充てれば身動きができない。先ほど申し上げている、経常収支比率が硬直化してしまっって、何も臨時的なものに充てることができないということから、先ほど申し上げました第4次計画においては、最低のラインで、この額を絶対下回ってはいけないという計画をつくって、それ以上の財政調整基金の涵養に努めているところです。

○委員（宮内 博君）

昨年それから今年の初めまで、コロナということで、特別の事情があったというのは、それはもう、共通認識でありますけど、いわゆる財政的な処理の在り方については、特別、昨年だけがそういう取扱いをしているということではないというふうに私は印象を持っているわけです。結果的に、決算として、我々を見るわけで、結果的にどうだったのかということについて、お聞きしているわけです。それで、例えば今、基金のことでおっしゃいましたけれど、21ページに、基金の状況というのが示されておりますよね。これを見てもみますと、財政調整基金、これは最も市民生活の支援に活用できるものなんですけれども、これは伸び率として、減額の1.6%ということになっているわけです。一方で特定建設事業基金は13.5%の伸びというような形で、特定建設事業基金のほうに、基金の積立てを増やしているという傾向があるんですけど、そういう中でも、財政調整基金は、第4次の経営健全化計画では、65億円という計画だったんですよね。昨年2月の策定段階では、結果的に、昨年3月以降の基金残高、今年3月までの基金残高は、76億7,048万円ということで報告をされておまして、結果的に11億7,100万円の計画よりも、積立てをしているということになっているわけなんですけれども、その辺についてはどうなんですか。

○財政課長（石神幸裕君）

今、委員がおっしゃられたとおりの経過になると思いますけれども。

○委員（宮内 博君）

ですから、私は申し上げたのは例えば地方交付税、133億円で、令和17年度まで、同じような金額が並んでいるわけです。先ほど課長のほうからの口述の中で、この第4次計画は、本年度中に見直すということにしてあるわけでありまして、それは、この地方交付税の在り方についてもこういう横並びではなくて、もう少し現実に使い、近づけた形でやるという方向なのかどうか、その辺についてはどうなんですか。

○財政課長（石神幸裕君）

今、4次計画の見直しの作業を進めております。特例債の借入計画額を増やすだけではなくて、先ほど申し上げました物価高騰による物件費等や人件費、様々なものが上がっておりますので、市債を借り入れる額だけを変更するのではなくて、歳入、歳出、それぞれの財政計画の見直しを今しているところです。今委員がおっしゃったところも含めて、今検討しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

歳出のところで人件費等の関係もここでいいですかあとのほうがいいんですか。歳出の関係で、会計年度任用職員の関係についてお尋ねしたいんですけど、それは後のほうですか。あと。そういうことで、そのようにさせてください。あと11ページの労働費の関係で、もう少し説明いただきたいと思いますがこれは横川勤労者技術研修館、解体によって労働費が、全前年度と比較をして、かなり、7,125万9,000円ということで報告されておまして、前年度比較で2,293万6,000円ということなんですけれども、なぜこの労働費という形で増えてくるのか、説明をしていただけませんか。

○財政課長（石神幸裕君）

この決算の概要の11ページの第4票の労働費ですけれども、通常労働費の総額がおおむねこの令和3年度、5,000万円弱程度でした。これは令和4年度は7,000万円を超える額になって比較で2,200万円程度、上昇しておりましたので、増減等して高い数字になりましたのであえてここで出したところです。この解体工事が約1,800万円かかっておりますので、これがなければ、通常の経常的な経費だけだったというふうになっております。

○委員（植山太介君）

先ほども少し触れられていたんですけども収入未済額についてお聞かせください。監査委員が出されている意見書を見ながら話をしております。収入未済額3億785万2,000円ちょっと。突出して固定資産税が高いようです。説明にもありましたが5,200万円ちょっとを回収したんだということで

ありました。ここの下を見ますと、滞納処分の強化を行っている。給料、預貯金や不動産等の徹底した財源調査を行っているという記載があります。先ほどの答弁と照らし合わせると資産がない人から取れないんだというようなふうには私はとったわけですけども、ここに残っているこの収入未済でいうと、残っている部分っていうのやっぱりこの資産がないから取りようがないという方が多いという認識でよろしいのでしょうか。

○総務部収納対策監兼収納課長（萩元隆彦君）

まず、例えば、決算の附属書の収入未済額に出ている金額が全部取れない分かということ、そういうわけではございません。まず、例えば、差押えする財産の中でも、不動産を差押えたりする場合は、不動産を差押えただけでは、すぐ税金に入る財源になるわけではございませんので、公売とか若しくは土地の動きがあったときに、代金が発生した中から、滞納税に充当させてもらうことにもなりますので、この中には例えば、次の年度に滞納繰越し分として、次の年度に繰り越されますが、中でまた、収入が何%か入る形になり、そういう過程を経て、徴収が不可能な部分、そして、完納できる部分、そして、一部納付ができたけれども、あとは一部、未納分についてはどうしても徴収ができない部分というようなふうに分かれて、最終的には、納付か、滞納処分の停止かに分かれてくる形になりますので、この収入未済額がイコール全部、徴収が不可能な部分ということではありませんので、その辺は御理解いただけますようお願いいたします。

○委員（植山太介君）

あと1点なんですけども、この意見書の結びに、収納課の収納率向上に取り組む姿勢、意識等高く評価すると、記載がありました。また債権を持っている意識を研修等で深めることにより、より全庁的に債権回収のさらなる強化を図る必要があると書かれているところ。全庁的に、意識を持っていく。ここら辺についてどのように思われているか、最後聴かせてください。

○総務部収納対策監兼収納課長（萩元隆彦君）

この4月に収納対策監というところもいただいたところなんですけども、公債権について、収納環境を向上させていくというような業務内容でいただいた役職と自覚しております。あわせて、今現在公債権のみならず、私債権についても、市役所のほうでは、債権としては存在しますので、財産管理課とタイアップで、何回か庁内で、弁護士事務所のほうが、例えば、ウェブセミナーをやっている、かなり滞納整理のいいウェブセミナーがありましたので、何回か7月に、2回ぐらいでしたかね、そこで、関係課が視聴をいただく機会を設けさせてもらったのと、あと税と同じように、例えば裁判所抜きで債権が回収できる箇所について、例えば、保育グループとか、そういうところについては、個別に研修を行いまして、まず、徴収環境、普通の市債権とか、裁判所抜きで差押えができない公債権とは違って、やはり、まず、自分たちが持っている権限について、研修の機会を設けて、あと、あわせて、ついこの間、8月については、公課徴収規則というものを制定いたしまして、税ではないんですけど、税と同じように、滞納処分が行える債権を持っている課については職員に職員証を交付できるようにして、今後、例えば財産調査とか、行っていく上で、身分を開かせるような、法令環境も整えたところがございます。一步一步ではありますけども、そういうような形で、税以外の債権についても、その研修後は、法令関係、条例規則等の環境を整えながら、前に進んでいければと思っております。

○委員長（山口仁美君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時36分」

「再開 午後10時48分」

○委員長（山口仁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

○委員（宮内 博君）

総括の最後のところでですね、口述のほうで、今後の財政運営の関係について述べている部分があります。そこで強調されているのが、扶助費などの増嵩、これがですね、どういうふうに移り変わっていくのかという点で、昨年2月の策定時点には想定し得なかった財政上の対応が必要になると、こういうふうにつながっているわけですね。それで先ほど下深迫委員のほうからの質問のところで、平成17年の合併当時の扶助費の関係からすると3.3倍になっているということが、課長のほうから答弁があったんですが、平成17年というのは、11月に合併していますので、正確には18年から霧島市の当初予算がですね、もう始まっているということから考えると、平成18年で約70億円扶助費はありますので、それからすると2.7倍、190億円ぐらいに増えているということですけど、多くが国の施策に左右されるというのが、この扶助費であろうというふうに思うんですね。まずそのところを確認させてください。

○財政課長（石神幸裕君）

扶助費に占める単独と補助費の割合ですけれども、補助事業費が89.5%、単独事業費が10.5%でございます。

○委員（宮内 博君）

9割方は国が補填をするということと理解するんですけど、その理解でよろしいですね。

○財政課長（石神幸裕君）

そのとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

約1割分を自治体が担わなければいけないという性格のものだということですよ。ですから、1割分10%分ですよ。10.5%。

○財政課長（石神幸裕君）

これは扶助費自体の総額の割合を言ったものでございまして、財源はまた別物でございます。補助事業費が89.5あるので、うちは10%、約10%出せばいいということではなく、補助費についても当然、補助裏の負担がございまして、その分が大きく各自治体の財政に影響を及ぼしているということでございます。

○委員（宮内 博君）

ちょっと分かりにくいんですけど、令和4年度の決算でいきますと、扶助費190億2,668万9,000円ということで報告をされてますよね。それで、このうちの、いわゆる国負担分、自治体負担分、そしてその自治体負担分の中のちに交付税として措置される分、それが大体どれぐらいになるかというのとは分かりますか。

○財政課長（石神幸裕君）

今現在そこまでの分析はできていないところです。

○委員（宮内 博君）

扶助費というのは市民生活に深く関わる問題です。結びのところでありますように、異次元の少子化対策ということで述べておりますけれども、まさにそれは市民生活であり子育て世代に大きく関わる問題でもあります。そこを一つの理由としてもう財政が危ないというんですね、ということで表現するのはいかがなものかなということと今、問いかけているわけでありまして、ぜひ分析をしていないということとありますので、そのところは、後ほどで結構ですので分析をしていただいてですね、お知らせいただけませんか。

○財政課長（石神幸裕君）

今、委員がおっしゃる実際の補助事業で負担割合があつて、そのうち地方負担分の交付税措置が幾らあるのかというのは、それは多岐にわたるものですから、一概にその全部拾い上げる、正しい数字を拾い上げるというのは、ちょっとかなり難しいかと思ひます。

○委員（宮内 博君）

そういう中で、例えばですね、保育料の無償化の関係、今3歳以上は保育料無料なわけですがけれども、一、二歳児について負担があるという形になってるんですけど、この多くは補助費の中に組み込まれているというふうに思ふんですよね。そういう場合にどうなのかと。何例か示した上でですね、拾い上げてやっていただければ、全てをということを要請するわけでありませんが、この扶助費が非常にこの財政を圧迫しているということで強調なさるものですから、そのところはきちんと国のほうで補填をする施策が同時に打たれてると。当然、保育料の関係などについてはですね、施策として後退はしてますけれども、一定額を担保されてるといふ部分があるというふうに思ひますので、そういったものは可能ではないのかなというふうに思ひますけれども、そういったものでもお示しはできないですか。

○財政課長（石神幸裕君）

答弁の繰り返しなんですけれども、なかなかそこも正確な数字までを拾い上げるのはちょっと困難かと思ひております。

○委員（宮内 博君）

ただ、であれば財政が非常に厳しくなるということの理由として、扶助費がどういうふうに伸びていくのかというのを上げるというのは、正確性に欠けるのではないのかなというふうに思ふんですよね。ですから、そのところをどれだけその財政を圧迫する可能性があるのかという、この伸び率だけで先ほどおっしゃったものですから、そのところは気にかかつて、今、改めて問い直しているところなんですけれども。

○財政課長（石神幸裕君）

この国県の呼応した扶助費につきましては、我々が想定しないところで、事業が起こされることが多いです。負担金については当然やらなければならないんですけども、補助については、市町村の判断でしないこともできることもあろうかと思ひますけれども、やはり、多くの団体がやってる補助事業について、本市が取り組まないということは、それはできないことでもありますので、今現在、本市としては、国県が行う補助事業については、本市についても事業を行っているところです。それについて今後、次元の異なるというところを入れましたが、まさにそれが今、国としては何をするのか、どうなるのか全く見通せない状況での今後の不安材料として、私の口述では、今後の財政運営の在り方として列記をしたものでございます。

○委員（宮内 博君）

国の施策に大きく左右されるのが自治体の負っている部分であろうかというふうに思ふんですけれども、そこに振り回されるという部分もあるのかなというふうには思ひますが、できるだけですね、正確にどういう財政的な負担が伴うものになってくるのかというのは、可能な限り議会にもお知らせいただくように、これは要請をしておきたいというふうに思ひます。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで総括に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時58分」

「再開 午前11時00分」

○委員長（山口仁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、総務部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（小倉正実君）

総務部関係の令和4年度一般会計決算につきまして、ご説明いたします。総務部は令和4年度まで9課でしたが、令和5年4月の組織改正に伴い、秘書広報課及び安心安全課が市長公室となったことから、現在、総務部は7課及び各総合支所地域振興課予算の一部を所管しています。これらの決算分について説明いたします。令和4年度の総務部関係の主な施策として、まず、総務課につきましては、本庁及び各総合支所等において、来庁される市民の利便性向上を図るため、庁舎内に不具合が生じている場所の改修、修繕等を行いました。また、職員の健康管理や研修に関する事業、及び、自治会長への文書発送事務等を行いました。財政課につきましては、持続可能な健全財政を確立するため、令和4年2月に策定した霧島市経営健全化計画（第4次）の重点事項である財政調整基金繰入額の抑制、市債発行額の抑制、財政調整基金の涵養に努めるとともに、自主財源確保策の一環でもある使用料・手数料の見直しを行いました。財産管理課につきましては、普通財産の管理事務や物品調達等の入札事務等のほか、霧島市公共施設管理計画や第1期実施計画後期に基づき、施設保有量の適正化、財産管理課が所管する公用車9台への有料広告の掲載、民間提案制度の導入等に取り組みました。工事契約検査課につきましては、地方自治法等の関係法令に則り、公共工事の品質確保に取り組み、公正で透明性・競争性のある入札制度の推進を図りながら、公共工事及び関連する業務委託の入札を執行するとともに、基準に基づく完成検査や監督指導等を適切に行うことにより、契約の適正な履行の確保に努めました。税務課につきましては、市税に係る課税客体を的確に把握するとともに公平で公正な賦課に努めてまいりました。また、譲与税・交付金の受け入れ業務も行いました。収納課につきましては、納税者等が納付しやすい環境の整備及び納期内納付の推進を図り、徴収率の向上に努めてまいりました。また、隼人地域振興課及び各総合支所地域振興課の所管する関係事務事業につきましても適正に実施し、それぞれ成果を挙げたところです。各施策の詳細につきましては、この後、主要な施策の成果等に基づき、各課長が説明いたしますので、ご審査方いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○総務課長（野崎勇一君）

総務課関係の決算につきまして、ご説明いたします。説明に入ります前に資料の訂正を2か所お願い申し上げます。資料2委託及び工事契約の実施状況について総務部の部分についてでございます。13ページ。下から3段目、国分シビックセンター組織改正に伴うサイン改修業務委託につきまして、契約年月日が令和3年3月20日となっておりますけれども、正しくは令和5年3月20日でございます。それから51ページ上から1段目でございます。予算科目が15工事請負費となっておりますけれども正しくは14工事請負費でございます。お詫びして訂正を致します。決算に係る主要な施策の成果8ページをお開きください。職員健康管理事業につきましては、定期健康診断や人間ドック、健康相談などを実施し、職員及び会計年度任用職員（以下「職員等」という。）の心身の疾病予防や早期発見、早期治療につなげ、職員等の健康保持、増進を図ってまいりました。なお、職員等が気軽に相談しやすい体制づくりとして、ストレスチェックや電話相談、研修などを包括的に業者委託し、密接に連携を図りながら、職員等のメンタルヘルス対策に取り組んだところです。職員研修事業につきましては、職員の能力開発・資質の向上を図り、時代の変化に適應できる人材の育成を目的として、各種職員研修を行い、延べ3,047名が参加しました。次に9ページの自治会長宛文書発送事務につきましては、自治会の加入世帯へ市の情報等を掲載した広報誌・各種イベントチ

ラシなどの文書を年間 22 回発送しました。次に、シビックセンター維持管理事業・総合支所維持管理事業等につきましては、老朽化していた国分シビックセンター本館の電気錠及び防犯設備の更新を行い、本館及び別館で別々であったシステムを統合したことにより、防犯機能の改善及び運用管理が簡便となりました。また、霧島総合支所の空調設備を改修したことにより、来庁者や職員の環境改善を図ることができました。以上で総務課分の説明を終わります。

○財政課長（石神幸裕君）

財政課関係の決算につきまして、ご説明いたします。決算に係る主要な施策の成果 10 ページの財政運営をお開きください。先ほど決算概要において説明した内容と重複しますが、財政課では、将来にわたり持続可能な健全財政を維持するため、令和 4 年 2 月に策定した霧島市経営健全化計画(第 4 次)に沿った取組を行いました。重点項目である財政調整基金繰入額の抑制、市債発行額の抑制、財政調整基金の涵養に努めるとともに、自主財源の積極的な確保や事務経費の抑制及び事務執行の効率化に取り組むことで、今後とも増加が見込まれる財政需要に的確に対応することとしたところです。また、令和 4 年度は自主財源の安定的な確保や負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図る観点から、使用料及び手数料の見直しを行いました。以上で財政課分の説明を終わります。

○財産管理課長（楠元 聡君）

財産管理課関係の決算につきまして、ご説明いたします。決算に係る主要な施策の成果 12 ページをお開きください。財産管理業務では、建設部を除く各課等からの依頼を受けて、土地と建物について所有権移転等の登記を行っています。令和 4 年度は 8 件の依頼があり、すべて完了しました。また、各課等からの依頼による物品調達等に係る入札は 152 件を執行しました。このほか、主に本庁舎で共用使用している公用車 16 台につきましては、グループウェアを活用して、効率的な運用と適切な管理に努めてきました。次に、霧島市公共施設管理計画の推進につきましては、霧島市公共施設管理計画や令和 2 年 3 月に策定した第 1 期実施計画後期に基づき、公共建築物の保有量の適正化、財産管理課が所管する公用車 9 台への有料広告の掲載、民間提案制度の導入に取り組みました。なお、その他の取組として、ネーミングライツ・パートナーの募集を行ったものの応募はありませんでした。以上で財産管理課分の説明を終わります。

○工事契約検査課長（末永明弘君）

工事契約検査課関係の決算につきまして、ご説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の 13 ページをお開きください。初めに、請負工事・業務委託検査事務については、具体的措置としまして、建設工事 258 件、委託業務 268 件、合計 526 件の完成検査等を実施しました。受注者の意欲の増進を図り、公共工事の品質の確保及び技術の向上に資するために、令和 4 年 8 月 26 日に令和 3 年度中に完成検査を実施した工事の中から、優良工事 6 件、それに従事された優秀な技術者 6 名を表彰しました。成果としまして、建設工事完成検査における工事成績評定対象工事 173 件の平均評定点数が、78.71 点であり、評定区分の B ランクに該当したことから、工事目的物の品質確保や技術水準確保がなされたと考えております。次に、入札執行事務については、具体的措置として、建設工事 271 件、委託業務 123 件、合計 394 件の入札を執行しました。入札方法の内訳としまして、条件付一般競争入札 182 件、指名競争入札 195 件、合計 377 件を電子入札で執行し、うち総合評価落札方式で 13 件を執行しました。成果としまして、令和 4 年度も不正行為等が発生することなく、入札事務が適正に実施でき、入札の透明性・公平性が図られたと考えています。以上で工事契約検査課分の説明を終わります。

○税務課長（岩元勝幸君）

税務課関係の決算につきまして、ご説明いたします。市税の課税につきましては、公平で公正な賦課を基本に、適正な課税処理を行うよう努めてきたところです。決算に係る主要な施策の成果の 14 ページをお開きください。市民税のうち個人市民税の現年課税調定額が、53 億 6,669 万 2,177

円、対前年度比は、104.11%法人市民税の現年課税調定額が、10億6,773万900円、対前年度比は、104.47%です。次に、15ページをお開きください。軽自動車税の現年課税調定額が、5億403万5,900円、対前年度比は、103.43%、市たばこ税の現年課税調定額が、9億2,968万9,613円、対前年度比は、106.72%、入湯税の現年課税調定額が9,506万1,030円、対前年度比は、149.07%です。なお、譲与税及び交付金関係につきましては、先程説明したとおりです。次に、16ページをお開きください。固定資産税の現年課税調定額が、83億9,807万9,885円、対前年度比は104.47%です。内訳としましては、土地の現年課税調定額が、18億2,744万726円、対前年度比101.42%、家屋の現年課税調定額が、37億7,408万990円、対前年度比103.86%、償却資産の現年課税調定額が、27億9,655万8,169円、対前年度比107.42%です。都市計画税の現年課税調定額が、5億3,084万1,791円、対前年度比103.17%です。なお、市税全体の現年課税調定額が、170億1,747万3,096円、対前年度比、104.62%です。以上で税務課分の説明を終わります。

○収納課長（萩元隆彦君）

収納課関係の決算につきまして、ご説明いたします。決算に係る主要な施策の成果17ページをお開きください。まず、「適切な収納管理と窓口業務のサービスの向上及び納付しやすい環境の整備」につきまして、口座振替の推進、コンビニ収納の実施に加え、スマートフォン決済アプリによる収納を順次拡大導入しました。また、軽自動車税及び固定資産税・都市計画税につきましては、令和5年度から全国的に地方税統一QRコードを用いた納付が始まることから、システムの改修など必要な準備を行いました。次に、期限内納付の推進につきましては、督促状や催告書を発送し、かつ納税お知らせセンターによる電話催告により、自主納付を促しました。また、平日の開庁時間に問い合わせや来庁できない市民の方も電話や来庁により相談を行えるように、毎月休日納税相談窓口を開設しました。一方で、自主納付をしていただけない場合につきましては、納付資力の有無を把握するために財産調査を8万7,731件行い、資力がある場合は、差押を1,435件及び換価を1,326件実施しました。以上で収納課分の説明を終わります。

○委員長（山口仁美君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は課ごとに行います。まず、総務課への質疑はありませんか。

○委員（前田幸一君）

1点だけちょっと確認をさせてください。口述書の中で、職員の健康管理というのが出てるんですが、この中で、身体的なものは、個人で調整をされると思うんですが、メンタル面というのを、少し現状がどのような状況になってるのかちょっと概略で結構ですので教えていただければと思います。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

メンタルヘルスの件についてお答えいたします。現在、令和4年度における30日以上療養休暇取得者は31人、実数で31人です。30日以上が31人で、そのうち22名がメンタルに関するものです。あと分限休職のほうに入ったものがメンタル関係は8名となっております。

○委員（前田幸一君）

1,000人近いいらっしゃる職員の中での31名ということでしょうけど、非常に、総務課のほうでも、いろんな研修等を受けられ、そしてまた各管理者、あるいは事務管理者等への、そういった研修等を行いながら、職員のそういったメンタル面のケアをしていただいているとは思いますが、今後ますます、こういった財政的にも厳しい、あるいは世界情勢、あるいは日本のそういった経済情勢、変化が見えない状況の中でまた職員への負担というのがあるのかなというふうには思うんですが、今後、やはりそういったもの等にもう少し、今も一生懸命されてるのは理解するんですが、今後も、もう少し、積極的に取り組む姿勢があるのか、そこら辺をちょっとお示しただけですか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

はい、委員がおっしゃるとおり、それぞれの段階で予防、メンタルヘルスの関係に関しては、特に予防の関係、再発者もいますので、そういったものに対してのフォローアップが必要だと考えております。もちろんセルフケアだったり、管理職におけるラインケア、あと保健師や産業医と連携する体制づくり、あと包括的に本市のほうが、メンタルヘルスやパワハラ対策事業として委託契約をこころ機構のほうと、委託契約をしていますので、そういった事業者との連携を通じまして、個人のメンタルヘルス関係に関して、フォローアップを引き続き強化していきたいと考えております。

○委員（植山太介君）

資料2、歳出決算資料の5ページのハラスメント防止研修についてお伺いさせてください。令和4年度の受講者が88人で37万700円と。これ令和3年度と比較するとですね、令和3年度が文章としては全く同じような文章で、受講者が120人で、値段が19万6,640円と記載をされております。ここをちょっと説明していただけたらと思います。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

資料2の3ページの令和4年度メンタルヘルスハラスメント対策事業委託というのは、一括して436万3,000円になりますけれども、研修としてメンタルヘルス研修と。すいません。メンタルヘルスハラスメント対策の包括的委託としましては、令和3年度が336万3,000円の委託料でありまして、令和4年度が436万3,000円となっております。この部分で100万円ぐらい上がってるんですけども、この増加している理由としましては、こころ機構、委託しているこころ機構のほうに定期訪問を開始していただいて、毎月、市役所のほうに来ていただいて、相談しやすい体制づくりをしたというようなこととか、そういうことで金額が変更になっております。あと、研修のほうの人数が減っていてということですけども、この分に関しては、受講する対象者が変更になっている関係で、対象がメンタルヘルスのほうが。すいません。令和3年度がメンタルヘルス研修の対象者が課長級以上の職員及び希望者になっておりまして、令和4年度がグループ長級を対象にしたことによって、人数のほうの違いが出てきております。金額のほうは、時間数とか、そういった設定の関係で、金額が多少違ってきているということになります。[27ページに訂正発言あり]

○委員（植山太介君）

私が気になったのは、その受講者が減ってるのに何でこんなに金額が上がってるのかなと思ったところなんですけど、要はその内容が濃くなって、だからその講習自体の単価といいますか、それが上がったという認識でよろしいのでしょうか。

○総務部総務課長（野崎勇一君）

メンタルヘルス関係につきましては、業務を包括的に外部事業所に委託をしているところです。その研修のみだけを特化して委託をしているわけではございませんで、令和3年度からが、新たにLINEとかショートメール等での相談業務を開始したところなんですけれども、それが想定以上に相談件数等も多かったということで、令和4年度からの委託を結ぶに当たりましては、その業務量が多かったということで、若干その分も委託契約料が増加をしているというところです。あわせてまして、先ほど主幹のほうから説明がございましたとおり、定期訪問を令和4年度から月1回、役所のほうに出向いていただきまして、各種相談対応していただいているということで、業務委託料全体としましては、費用が大きくなっているというところがございます。

○委員（徳田修和君）

職員研修事業のところで1点確認をさせてください。各種人材の育成を目的として研修を行われてきたということですが、決算不用額調書6ページのほうにありますとおり、令和3年度からまた引き続き令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の影響で研修数が減っていたようでご

ざいます。そのため不用額が出ているというふうには報告されているわけですが、ここの研修に関する、職員の人材育成に関するこの研修等に全体的に支障は、研修等が減ったことによる支障はなかったのかの確認をさせていただきます。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

研修の数は減っているんですが、庁内の研修を充実させたりとかしておりますので、受講者数としてはかなり増えて、前年度に比べますと、受講者数は増えております。具体的に申し上げますと、令和4年度は、トータル3,047名受けておまして、令和3年度の1,537名より、受講者数としては増えております。すいません、令和3年度が1,538人になっておりますので、受講者数としては増えております。ただ、県外での研修等を受講する者が減ったりとかしておりますので、そういった関係で不用額が生じているということになっております。

○委員（徳田修和君）

令和3年度同様令和4年度も、リモート等の研修等もしっかり定着してきて、旅費等が不用額として上がってきたということの認識でもいいんでしょうか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

委員のおっしゃるとおりの部分の要素があると思います。

○委員（竹下智行君）

先ほどの前田委員と同様、メンタルケアについてももう少し教えてください。入院前の入院に至るまでのカウンセリングというのは非常に大事かと思うんですけど、シニア産業カウンセラーのカウンセリングの実施人数が分かればお示してください。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

産業カウンセラーによるカウンセリングについては、包括委託しているところ機構の事務所や庁舎内での対面カウンセリング等を含めて、全体でカウンセリング数は121件となっております。こちらは実人数としては99名となっております。

○委員（竹下智行君）

先ほどメンタルの疾患、入院の人数というのは先ほどありましたけども、同僚とか上司が原因での入院とか、そういったことの人数はわかりますか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

令和4年度パワハラ相談は総務課のほうにはありませんけれども、上司との折り合いが合わないというような相談等があります。件数として、総務課でとらえている数はパワハラはないんですけど、ところ機構のほうで、総務課に情報提供を希望しない方とかもいますので、詳細な数のほうは把握しておりません。報告が委託業者からこない部分がありますので、全体的な正確な数字は、総務課のほうで押さえておりません。

○委員（竹下智行君）

実際ちょっとこう、上司、同僚の発言等でメンタルやられたっていう話も聞いたことがあるものですから、やはりそのときの対応というかですね、上司、面談、上司に対しての面談、同僚、その原因となる同僚との面談、そういったのを迅速に行われているのかなというところがちょっと気になるんですが、そこについてはいかがでしょうか。

○総務部総務課長（野崎勇一君）

ただいま御質問のございました職場内におけるハラスメント行為に対する対応というようなことになるかと思えますけれども、そういった部分につきましては、本人、あるいは周囲の職員などからの情報が寄せられた場合につきましては、対象者本人であったり、被害をこうむった職員、そういった方々から直接事情等を把握した上で必要な指導等も行っているという状況でございます。

○委員（宮内 博君）

人件費の関係ですね、お尋ねをしたいんですけども、決算概要の12ページであります、前年度と比較して、人件費9,903万9,000円の減額ということで報告をされているわけですね。そこで一つお尋ねしたいのは、会計年度任用職員の関係ですけど、2022年度4月1日現在では725人という報告があるんですけど、これは2021年、前年度の比較で、4月1日現在で何人の変化があったのか、まず教えてください。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

会計年度任用職員の令和3年4月1日の人数は729名です。令和4年4月1日は、議員のおっしゃるとおり725名となっております。こちらのほうはフルタイム職員4名を含んでおります。

○委員（宮内 博君）

いや、前年度と比較して4名ですね、少ないと。会計年度任用職員についてはですね。という報告なんですけれど、2022年度の決算における人件費というのは100億3,189万6,000円ということでの報告があるわけですね。それで、会計年度任用職員の制度開始2020年との比較では、2億6,604万6,000円の減額ということになってるんですけど、その理由が分かればお示しいただければ。

○財政課長（石神幸裕君）

人件費が減額になった理由ですけども、職員数の減により給与総額が減少したこと。あと、支給月数の減少により期末手当が減少したことなどが、主な要因になっております。

○委員（宮内 博君）

制度開始以前は、会計年度任用職員については、この物件費で措置されていたということでありまして、2020年度の制度開始時には、物件費70億6,477万5,000円ということで報告があるんですけど、昨年度は75億2,398万5,000円ということで、人件費は、物件費の中から会計年度任用職員分の人件費については、人件費のほうに移行しているということでありまして、この物件費がこういうふうが増えていくという要因をお示しいただければ。

○財政課長（石神幸裕君）

物件費が増額となった要因につきましては、きりしま旅割クーポン事業を実施したことや、世界的な原油価格高騰の影響を受けて、光熱水費が増加するとともに、敷根清掃センターの発電タービンの故障により、九州電力からの電力を購入しなければならなくなったことなどが主な要因となっております。

○委員（宮内 博君）

その点は理解しました。あと人件費との関係で、職員のメンタルの面については先ほど議論ありましたけれど、実際の勤務状況等についてですね、お尋ねをしたいんですけども、残業時間、職員の方ですね。残業時間は、最も多い方で、いかほどの1か月あたりの残業をされていらっしゃるのか。そして、それはどういう部署に属する方たちなのかですね、平均的に職員の残業状況というのはどうなのかということについてお示しをいただければ。

○総務部総務課長（野崎勇一君）

昨年度の時間外勤務の状況で、1か月当たり1番長い時間外勤務を実施した時間数が145時間となっております。この部署につきましては、昨年の7月の豪雨災害、また台風14号等の関係で、災害対応、災害復旧事業等への対応ということで、業務上、増となっている関係がございます。あわせて当該職員につきましては、年間の時間外勤務数につきましても、年間771時間となっております。1か月平均といたしましても、約64時間程度の時間外勤務時間数となっているところでございます。

○委員（宮内 博君）

まず、この方もお一人なんだろうというふうに思いますけれど、実際にいわゆる過労死レベルと言われている月80時間以上を超えた方たちがいかほどいらっしゃるのかですね。その部署等はどうか

いうふうになってるのか。

○総務部総務課長（野崎勇一君）

長時間労働者の状況でございます。時間数にいたしまして、先ほど述べられました、月80時間以上の時間外勤務、また、2か月から6か月の平均が80時間を超える職員等につきまして、長時間労働対象者といたしておりますけれども、延べ人数で、多い所属別に人数を申し上げたいと思います。財政課が28名、耕地課が15名、総務課が12名、子育て支援課が8名、建設施設管理課が6名、それから保険年金課と農政畜産課、上下水道の総務課が、それぞれ5名、スポーツ・文化振興課が3名、税務課が2名、それからジオパーク推進課、建築住宅課、横川地域振興課、社会教育課、生活福祉課、選挙管理委員会事務局がそれぞれ1名ということで、延べ人数で95名となっているところでございます。

○委員（宮内 博君）

その95人の中で、いわゆるその後、長期の病気等あるいはメンタル等ですね、障害を受けていらっしゃるような方はいらっしゃるんですか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

長時間労働における面談をした者で、病気休暇に入った者はありません。

○委員（植山太介君）

決算資料資料2 決算資料の13ページ、国分シビックセンター電気錠及び防犯設備更新作業委託についてお伺いさせていただきます。老朽化があつてと。一式かえて統一をしたということで、1,600万円ぐらいかかっているところなんですけども、これの耐用年数といたしますか、どれぐらいこれでもつもの、そういうのが分かるってればお示してください。

○総務課主幹兼総務管理グループ長（豊田理津子君）

庁舎関係の機器類関係については、一般的に15年から20年ぐらいもつものと考えております。

○委員（宮内 博君）

委託工事契約の実施状況の資料の総務課分でありますけれど、53ページと54ページ、総務管理費の関係で、軽貨物自動車、軽のバン、それから、総務管理費の関係で、同じく軽トラック、隼人地域振興課関係で軽自動車、牧園総合支所で軽のバンという購入記録があるんですけど、これ指名競争入札という形となっておりますが、この状況をちょっとお示しいただけませんか。

○総務部総務課長（野崎勇一君）

今、御質問がございました53ページの軽貨物自動車購入につきましては総務課の対応となっております。手元に少し、入札関係の書類を持っておりませんので、改めまして後ほど答弁させていただいてよろしいでしょうか。入札の指名業者数とか、そのような内容でよろしかったでしょうか[27ページに答弁あり]。

○委員長（山口仁美君）

のちほどお願いします。それではほかに総務課分ございませんか。

[[なし] という声あり]

ないようですので、これで総務課への質疑を終わります。次に、財政課への質疑に入ります。質疑はありませんか。

[[なし] という声あり]

ないようですので、財政課の質疑を終わります。次に財産管理課への質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

先ほど、財産管理課の関係では、軽トラック3台分ですね。軽トラック2台分、軽バン1台分の契約、この指名競争入札の状況を後ほどですね、御回答をお願いしたいと思います。[27ページに答

弁あり]それから、12ページの登記関係の部分でありますけれど、公共用地等になっている部分で未登記部分、これを解消するために、計画的に取り組んでいるというのはこれまで報告をされているわけでありまして、令和4年度の実績で8件ということで報告がされているわけですが、実際に、現状は公共用地として活用されている道路や公園などであってもですね、所有権移転がされていないという物件というのは、現状で何件ぐらい残されているのか、その対応を令和4年度どういう形で行ったのかですね、お示してください。

○財産管理課長（楠元 聡君）

まず、この12ページの一番上に載っています当登記依頼件数の8件でございますが、これ未登記の部分ではございませんで、各課から新しく登記依頼を頂いたものが8件だったということでございます。それと次に宮内委員が質問されました、未登記の件数でございますが、令和3年度が全体で1,611件、令和4年度が1,588件、差引きで23件の未登記の解消に努めたというところでございます。なお、財産管理課ではなく、建設部の建設政策課で行っているものが、令和3年度の1,611件の内訳として、建設政策課が329件、本庁・総合支所で1,282件でございます。はい、すいません。もう一度言います。令和3年度の未登記の件数は全体で1,611件、うち、建設政策課の分で329件、その他本庁・総合支所分で1,282件でございます。令和4年度にいたしましては、合計で1,588件で、令和4年ですね。建設政策課が315件、本庁総合支所が1,273件でございます。差引きで全体で、令和3年度分を比較して、令和4年度では23件削減しました。あと建設政策課は、そのうち14件、本庁総合支所が9件となっております。

○委員（宮内 博君）

まだ、1,588件残ってるということでありまして、これはどれぐらいの体制でですね、解消のために取り組んでいるのか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

まず、部署が違いますが、建設政策課の分でございますけれども、私どもで伺っているのは、年間ですが、年度ごとに約20件を解消することを目標に努めているということをお伺いしております。そのほかの本庁と総合支所におきましては、所管課のほうで努力していただいていると考えております。

○委員（仮屋国治君）

主要な施策の成果の12ページ、財源確保のところ、公営住宅跡地、教職員住宅の売却額が示されておりますけれども、内訳をお示しいただけますか。

○財産管理課主幹兼財産活用グループ長（堀切貴史君）

青葉小校長住宅の売却に伴うものが577万1,103円、青葉小教頭住宅の売却に伴うものが601万円でございます。あと、公営住宅の寺馬場住宅跡地の売却に伴うものが434万8,407円、合計いたしまして、1,612万9,510円となっております。

○委員（仮屋国治君）

青葉小の校長住宅、教頭住宅はおかげさまで売却されて、ただ不動産が買われてまた売りに出ているような状況のようなところも1か所あるようでございますけれども、一般質問の中で、教職員住宅は10数件残っているというお話をさせていただいて、私が質問したからかもしれませんけど、青葉小だけまず令和4年度にさせていただいたわけなんです。さきの予算のときには教育部に対して、市長答弁では、まとめてしていきたいというような答弁をいただいたんだと。総務部を呼べというようなこともお話をしましたけれども、呼んでくれませんでしたので今日させていただきますけれども、教職員住宅が、今現在、まずは、ほかに何件残っているかというのはこちらで把握はできますか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

申し訳ございません。今、残っている職員住宅について、財産管理課のほうではすいません数字を持っておりません。

○委員（仮屋国治君）

よろしいです。では考え方だけ要望しておきますので、とにかく、10数件残ってるはずでございます。住宅は年数がたてばたつほど老朽化していく。住宅の価値がなくなっていくわけですから、せつかく2軒取り組んでいただいて成果が出ているのを、1年遅らすごとに何十万何百万の損失を被るとというのが、現実ではないかと思っておりますので、ここは精査をしていただきたいということを要望しておきます。

○委員（徳田修和君）

主要な施策の成果の12ページ総量縮減のところでお伺いしたいんですけども、今回、除却・売却とされた箇所が示されておりますが、令和4年度は第1期実施計画後期5か年の3年目となるということで折り返したところがございますけども、この成果のほう、どのように分析され、目標に、5か年計画の目標があるんですけども、それに向けての取組としてこの令和4年度をどう評価しているのか、お示しいただければ。

○財産管理課長（楠元 聡君）

総量縮減でございますけれども、私どもとして大きな目標を掲げておりますが、なかなか総量縮減というのは、目標に向かって思い通りな方向にというか、思いどおりの数字で縮減できていないものと考えております。これは様々、地域の方々の御意見聴いたりとか、所管課の取組だとかいろいろ状況等がありますけれども、今後、将来的に向かつては、総量縮減というのは避けて通れないところがございますので、改めて、来年度、またこの後期計画は令和6年度までなんですけれども、次の、次期実施計画に基づいて、次期実施計画を令和6年度で策定する予定としております。その中でまた改めて、その総量縮減、そのほかの取組方針についても検討していきたいと考えているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

先ほど未登記の件が出されました。一番長いので、何年たってるのかお知らせください。

○財産管理課長（楠元 聡君）

今、手元に資料がないんですけども、この未登記の部分でございますが、霧島市として、合併する以前の旧市町からのものがございます、今、その未登記が発生したのはいつかということの資料というのはちょっとないところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

牧園でですよ、合併前の市営住宅の跡地を返さなきゃいけないといったような案件も発生してるわけですよ。時効取得ということもできないことはないと思うんですけども、千何百件というのはあるということは、これはまさに異常ですよ。そこを部長、どのように考えていらっしゃいますか。

○総務部長（小倉正実君）

確かに件数で千何件と言いますと、1,588件といますと多い件数であります。ただ、今、下深迫委員のほうからも言われたとおり、合併前の案件等もかなり残っておりまして、合併以降につきましては、登記が完了した後でないと支払いしないとかというような、確実に進めておりますので、増えない対策というのもしておりますけれども、おっしゃるとおり、以前のものが残っておりますので、その対策としてはなかなか難しい状況があるというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

やっぱり法的にですねもう解決していかないと、何十年も経ったものは、相続が発生したりいろいろして、なかなか難しいと思うんですよ。だからやはり時効取得というようなこともね頭に入れ

て、もう少し進めていただきたいと。皆さん自分の財産だったらね、ほってはおけませんよ。市の財産だからほってあるんですよ。ぜひ、法的な手段ということも考えていただくように要望しておきます。

○委員（徳田修和君）

施策の成果の12ページ、民間活力の活用の部分、民間提案制度の導入をして、素晴らしい事業だと思うんですけども、こちらのほう、どのように評価して今後の事業展開へつなげられるように感じられた部分があればお示してください。

○財産管理課長（楠元 聡君）

令和4年度から始めた民間提案制度ですけれども、まずその民間提案制度で、施設の有効活用を含んで、黒石岳森林公園、それから、城山公園の中にあります省エネモデル住宅の城山の家、それから福山の旧田中家別邸、国分シビックセンターの1階のATMの跡のスペース、それから公営住宅の木之房団地の屋上部分を有効活用できないかということの提案をまとめたのが1件、それから、テーマ型として2件、2050年カーボンニュートラルに関する提案、それから、もう一つは、効率的な施設管理に関する提案という2件を募集いたしました。その中で、募集を行った結果、省エネモデル住宅と国分シビックセンターATMの跡、それから木之房団地の屋上、この3件については応募がありませんでした。応募がありましたのは、黒石岳森林公園と旧田中家別邸でございます。ただ、黒石岳森林公園、選定委員会を開きまして、プレゼンテーションまでしていただいたんですけども、実現化には非常に難しい案であろうということで、これは採用しませんで、不採用になりました。旧田中家別邸については、公表いたしましてはいますが合同会社Repriseという事業者の提案が地域の方々と連携した形で、旧田中家別邸決定を有効活用したいという提案でございましたので、これが実現すれば、非常にいい取組じゃないかなということで採用しているところです。これについては、今現在もですね、実現化に向けた協議を進めているところでございます。それと、テーマ型でございます。2050年カーボンニュートラルに関する提案、こちらは、3社の応募がありまして、全て採用しているところでございますが、1件はアイリスオーヤマが、公共施設の照明のLED化をすると。あと、オムロンソーシアルソリューションズという会社がございます。こちらは、避難所指定施設に指定された施設に太陽光パネル、蓄電池、LED照明というものをするとということになってます。あと、東芝エレベーターも同じく、学校施設等を中心にした、照明のLED化というものを提出しておりますが、一応、LED化は電気使用量の削減ですね、その観点、それから二酸化炭素の抑制という観点からも推進していかなくちゃいけないということで、こちらのほうも、3社全て提案としては採用して、今、実現化に向けて協議を進めているところでございます。効率的な施設化に関する提案でございますが、これ2社応募がございまして、公共施設を包括的に維持管理するというものでございます。1社、日本管財・九州電力・西枝工業というグループ、JVのグループの提案を受けてございまして、今現在こちらについても、実現化、予算的に、市としても容易にできるかということを含めて協議をしているところでございます。

○委員長（山口仁美君）

簡潔にお願いします。

○財産管理課長（楠元 聡君）

はい。あと、民間提案制度ですけれども、行政マンだけでは考えつかない独創的な提案を求めるということで、非常に有効な手段と考えておりますので、今後も何かいいテーマがあれば、活用していきたいと考えているところでございます。

○委員長（山口仁美君）

よろしいでしょうか。お昼回っておりますが財産管理課分までを終わらせて休憩に入りたいと思いますがほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、財産管理課の質疑を終わります。それでは、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時 4分」

「再開 午後 1時 5分」

○委員長（山口仁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部総務課長（野崎勇一君）

午前中の審査の中で宮内委員から御質疑がございました公用車、重要物品の購入の入札状況につきましてお答えいたします。横川総合支所で活用しております公用車の更新につきまして8者を指名いたしまして、入札を行ったところ、3者の入札がございました。落札率は99.15となっております。

○財産管理課長（楠元 聡君）

引き続き午前中、宮内委員から御質問がありました。重要物品の購入状況について、資料の2の54ページでございます。一番上から説明させていただきます。5人乗りハイブリッド車の財産管理課供用使用の公用車の分でございます。指名業者数は2者、応札が2者、落札率が86.8%です。次にその下の、隼人地域振興課の軽貨物自動車、軽トラックでございます。指名業者数は12者、応札は3者、落札率は97.9%です。続きまして、その下の、牧園総合支所の公用車でございます。軽貨物自動車、軽トラック、指名業者数が12者です。応札は4者、落札率は85.3%です。続きまして、一番下の福山総合支所の軽貨物自動車、軽のバンでございます。指名業者数は12者、応札は5者、落札率は96.2%です。

○総務部税務課長（岩元勝幸君）

午前中の一般会計関係決算に関する口述の中で、税務関係の現年課税調定額というところを、現年度課税調定額と言ってしまいました。訂正しておわび申し上げます。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

午前中、植山委員から質問がありました委託契約の実施状況のハラスメント防止研修について、受講者数が減っているのに、委託料が上がっている理由についてですけれども、令和3年度の回数が、実施回数は3回でありましたが、令和4年度6回に増えたことによる金額増です。訂正しておわび申し上げます。

○委員（山口仁美君）

訂正は以上でよろしいでしょうか。それでは次に、工事契約検査課の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようでしたら一旦次に進みます。次に、税務課及び収納課の質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

先ほど言いかけたところでしたけれども、税務課の説明資料の16ページです。ここに宅地からいろいろ畑、雑種地とか書いてあるんですが、やはり税収が18億なのがしというふうになってますけれども、前年比に比べて、要するに宅地が増えたということは田んぼが潰れているということで理解はするんですが、この面積はどのくらいずつ減ってるのか。そこを宅地が増えた分、宅地がどれだけ増えて、田んぼがどれだけ減ってるのか、前年比に比べてどうでしょうか。

○税務課主幹兼固定資産税グループ長（用貝大星君）

令和3年度と令和4年度と比較をさせていただきますと、田んぼがマイナス41万2,013㎡。畑がマ

イナス29万3,787㎡。宅地がプラス13万4,147㎡。あと主要なものでいきますと、雑種地がプラスの38万5,352㎡でございます。

○委員（下深迫孝二君）

田んぼが減り、田畑が減って要するに宅地が増えてるということは税収は増えてきてますよね。その税収がどのくらい増えたのかというのは分かりますか。すぐ分からなきゃ、後でもいいよ。[下段に答弁あり]

○委員（山口仁美君）

はい、後もってお願いします。ほかにありますか。

○委員（久保史睦君）

それではお伺いをしたいと思います。主要な施策の成果17ページ、収納課にお聴きをしたいと思います。先ほどは不納欠損の件でお伺いいたしましたけれども、今後、持続可能な財政運営という部分については不納欠損の徴収というのは、非常に重要な部分になっていくのではないかなと思いますので、あえてお伺いをさせていただきたいと思います。事前に質問を出しておりましたので、その部分についての答弁になりますけれども、令和4年度決算において、この17ページの徴収業務の部分で、この滞納処分の強化実績、ここに書いてある部分で特筆すべき強化実績の部分と、過年度分の徴収率の推移について、これは事前に質問を出しておりましたので大丈夫だと思うんですけども、その部分について特筆すべき点だけでも結構です。教えてください。

○総務部収納対策監兼収納課長（萩元隆彦君）

特質するべきところになりますけれども、件数の財産調査の件数のところがございしますが、8万7,731件というところがございします。実は、財産調査の中で、預貯金調査分が、内訳では書いてございせんが、預貯金調査が大分電子化されております。前までは金融機関のほうに、紙ベースで照会をして、その紙ベースで金融機関からまた回答があるということで、数か月タイムラグがございました。それが、電子化に伴い、まだ全ての金融機関ではございせんが徐々に増えておまして、電子化による照会、回答で3日もたたないうちに、回答が返ってまいります。となると、滞納処分の強化の視点から申し上げれば、財産の早い把握につながりますので、そうすると、これまで以上に出納閉鎖までに整理ができる、その可能性というのが、より上がったことになりますので、その点、この財産調査のところは、特に電子化という部分で、ちょっと特筆させていただければと思います。徴収率につきまして、先ほど口述で申し上げたとおり市税全体の徴収率が97.92%、これは現年度過年度合計した分の徴収率、口述で冒頭のほうで申し上げた部分でございしますが、昨年度より0.24ポイント上がった形になります。そういった意味で徴収率の向上も図られたと確認しております。

○税務課主幹兼固定資産税グループ長（用貝大星君）

先ほど下深迫委員より御質問のあった件でございします。令和3年度と令和4年と比較しまして、土地の税額が2,562万5,000円増加しているところでございします。

○委員（宮内 博君）

都市計画税についてですね、お尋ねをしたいと思います。2万4,799人から徴収をされたということとでありますけれど、それぞれ国分、隼人、溝辺でそれぞれ何人ということになってるかお示してください。

○税務課主幹兼固定資産税グループ長（用貝大星君）

都市計画税の地区ごとの人数の集計ですけれども、現在、集計のほうをしていない状況でございします。

○委員（宮内 博君）

それは数字自体がないと。調べればあると。

○税務課主幹兼固定資産税グループ長（用貝大星君）

集計の方法にもよると思いますけれども、都市計画区域内の土地及び家屋の数なのか、都市計画区域内に土地及び家屋をお持ちの納税義務者数なのかというところで集計の方法が変わってまいりますので、土地及び家屋の数ということであれば集計が可能かと考えています。[10月23日分38ページに答弁あり]

○委員（宮内 博君）

集計可能なもので、後ほどですね、お願いしたいと。同時にそれはなぜかということ2005年に合併をしてそれから8年後に課税区域の変更をしたんですね。特に旧隼人町では全体面積のいわゆる住宅地が張りついている全体面積の8割に都市計画税が課税されたというのがあるが、その51.5%をですね非課税にするという措置をとったんですね。合併から8年後に。それでその結果をですね、どういうふうになったのかということを確認をしたいというのが1点です。もう一つは、当然目的税でありますので決算概要の中の27ページにですね、どういうふうに都市計画税の財源を活用したのかというのは紹介をされてあるんですけど。担当課は別になるのかな、都市計画課のほうになるかもしれないけれども、この中で特に街路事業にですね、4,064万2,000円投入をして公園整備事業に517万5,000円というふうに計上してあるので、この詳細が分かればということですが。分からなければ後ほど都市計画のほうで確認したいと思います。

○税務課主幹兼固定資産税グループ長（用貝大星君）

まずは都市計画区域内の土地及び家屋の数というところについては集計をさせていただきたいと思います。ただし、改めて課税台帳のほうを集計をする必要がございますので、今日ということ等はちょっと難しいかもしれませんが、後日になるところは御了承いただきたいと思います。

○財政課長（石神幸裕君）

都市計画税の充当事業の内訳ですけれども、財政課で把握してるのは先ほど申し上げてる、区画整理とか街路事業でどのような事業に充てるかっていうのは、把握してるんですけどもその中のどの路線とかというのについては担当課のほうで把握しています。

○委員（宮田竜二君）

それでは成果の16ページ税務課に質問なんですけど、固定資産税の中でも土地とか家屋とかあるんですけども、償却資産が約28億円で、前年と比べると107%ということで高い伸びを示してるんですけどこれはどういう内容なのか教えてください。

○税務課主幹兼固定資産税グループ長（用貝大星君）

まず償却資産でございますが、土地家屋以外の事業の用に供することができる資産となりまして、構築物や機械などが対象になるところでございます。令和4年度増加している要因としましては、償却資産、事業の用に供している資産があるんですけども、申告をしていない方っていうのも相当数いらっしゃいますので、そういう方々に一斉に手紙をお送りして申告を促しをさせていただいたというものでこんだけ増えているというところでございます。

○委員（宮田竜二君）

申告件数が増えたという理解ですけど、今回4,372件ですけど合計でですね。令和3年度は何件だったのか教えてください。

○税務課主幹兼固定資産税グループ長（用貝大星君）

4,095件です。

○委員（宮田竜二君）

これ申告制度になってるんで、申告していただかないと課税できないんですけど、何かそういう申告漏れの防止策とか何かそういうのはやってるんでしょうか。

○税務課主幹兼固定資産税グループ長（用貝大星君）

申告漏れの対策というところですが、まず我々は家屋ができましたら、所有者の方において家屋調査をさせていただきます。そこにまず、償却資産の担当も同行をしてどういう資産があるのかを確認して、後日こういう資産があるので来年申告をしてくださいというような形でまず、周知を図るような取組を昨年度始めさせていただきました。また、市民税のほうに法人の開設届等が提出されますので、そういうものが提出された事業所についてはこちらのほうから積極的に御案内をまずするというような対策を今現在しているところでございます。

○委員（植山太介君）

収納課のほうにお尋ねをいたします。資料2の44です。霧島市納税お知らせセンター運用業務委託。1,000万近い契約金支出となっております。税を徴収するために、税金を使うという観点から。あと督促状とかの発送にもお金がかかったりすると思いますけども、そこらへんの費用対効果、そこら辺の考えというのはどのようなお考えをお持ちなのでしょうか。

○収納対策監兼収納課長（萩元隆彦君）

まず、督促状の発送のほうから逆になりますけど申し上げます。督促状については法令上ださなければならぬ。催告状というのは、どちらかというと、納付をお願いするというか、任意の文書になりますけれども、督促状につきましては必ず出さなければならぬ。滞納処分を行う前提をつくる処分ということになりますので、これについては費用対効果等は別として必ず出さなければいけないものになります。そういった意味から今度は、納税お知らせセンター。今、納税お知らせセンターに電話催告をお願いしている部分が、大体主なものとして、過年度に滞納がない、滞納案件。新しく発生した滞納者を中心に案内をお願いしております。そうすると、ここ数年の状況を見れば、督促状の発送件数がどんどん少なくなってきております。そういった意味では一つの費用対効果というのが出ておまして。あと職員に全部電話催告をさせるとしたら、窓口対応、滞納処分の業務時間を考えると、お知らせセンターほどの業務量はこなせないと考えておまして。出納閉鎖までに少しでも完結させる業務の一つとしては十分意味のある民間委託だと受け止めております。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、税務課及び収納課への質疑を終わります。これで総務部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時28分」

「再 開 午後 1時30分」

○委員長（山口仁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市長公室の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市長公室長（冨永博幸君）

市長公室の令和4年度霧島市一般会計歳入歳出決算について説明します。市長公室では秘書広報課、安心安全課、ジオパーク推進課の3課の予算を所管しています。令和4年度の市長公室の主な施策として、まず、秘書広報課につきましては、霧島市民表彰として、市勢の発展及び市民生活の向上に顕著な功績があった方、又は永年貢献された方、若しくは各種大会等で優秀な成績を収められた方など、個人・団体に対し表彰状の授与を行なったほか、広報きりしまや、ホームページ、ラジオ広報事業等により市政の情報発信の充実に努めました。次に、安心安全課につきましては、防災対策として、地域防災力向上のための自主防災組織等への支援や防災情報をいち早く、正確に伝達するために防災行政無線の保守管理や、きりしま防災・行政ナビの運用を行ったほか、移動式送排水ポンプ2基を新たに導入しました。また、交通事故の抑止対策として、道路反射鏡や防護柵

等の交通安全施設を整備するとともに、防犯対策としても、通学路の安全を確保するための安全灯を整備したほか、防犯灯のLED化を推進しています。次に、ジオパーク推進課につきましては、地域の持続可能な発展を目指し、関係機関や民間団体と連携しながら、地球遺産の保全、教育や観光への活用、防災への取組を推進してきました。また、4月に、日本ジオパーク委員会に構成市町全域をエリアとする、エリア拡大認定申請を行い、9月にエリア拡大が認定されました。今後、エリア拡大認定時に指摘のあった課題等について、官民協働で取組を進めてまいります。以上で、市長公室関連の概要説明を終わります。詳細については、担当課長がそれぞれ説明しますので、よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○秘書広報課長（小松弘明君）

秘書広報課関係の決算につきまして説明します。主要な施策の成果の2ページをお開きください。まず、市政功労者表彰事務につきましては、令和5年2月5日に、健康福祉まつり等と合同で開催した表彰式において、市勢発展に功績のあった方や、永年勤続、各種大会等の成績優秀者の皆さま、35の個人・団体に表彰状の授与を行い、市民へのまちづくりへの意識の醸成が図られたと考えております。広報きりしま発行事業につきましては、霧島市からの情報発信として広報きりしまを上旬号12回、お知らせ版10回を発行し、市民に対して市の施策や事業、イベント情報を伝えることができました。市政情報の発信につきましては、そのほか、市ホームページやFMきりしまを活用して積極的な情報発信に努めました。以上で説明を終わります。

○安心安全課長（山口留美子君）

安心安全課関係の決算につきまして説明します。決算に係る主要な施策の成果の4ページをお開きください。はじめに、防災関連の事業について説明します。防災行政無線運営事業につきましては、防災関連情報等や全国瞬時警報システム（Jアラート）から発せられる情報を迅速に、かつ、より正確に伝達するために同報系防災行政無線の保守管理を行いました。送排水ポンプ導入管理事業につきましては、大雨による内水氾濫をはじめ、予期せぬ浸水被害等に対する柔軟な応急対策として、令和4年12月に2基導入し、その運用体制を構築しました。災害発生対応事務につきましては、発災直後において必要となる資機材の整備を行い、緊急時に備えました。また、市の公式アプリきりしま防災・行政ナビを用いて市民への情報伝達の多重化を行うとともに、移動系防災行政無線としての活用や、緊急時の職員参集及び避難所の情報報告機能などにより災害対策本部機能の強化を行いました。続きまして、5ページをお開きください。交通防犯関連の事業について説明します。交通安全施設整備事業につきましては、交通の円滑と交通事故防止を目的に、地域まちづくり事業実施計画などで要望された交通安全施設の整備を実施しました。具体的には、道路反射鏡（カーブミラー）を28基、防護柵（ガードレール・ガードパイプなど）を19箇所・総延長369m、区画線を21箇所・総延長9,561mの整備を行いました。続きまして、6ページをご覧ください。安全灯設置事業につきましては、主に中学校からの要望に基づき、集落間における明かりのない場所に安全灯を設置することで生徒の通学路の安全を確保するとともに犯罪の未然防止を図ろうとするもので、6基を新設しました。以上で説明を終わります。

○ジオパーク推進課長（徳留要一君）

ジオパーク推進課関係の決算につきまして説明します。決算に係る主要な施策の成果の7ページをお開きください。霧島ジオパーク推進事業では、構成5市2町の行政や民間団体と連携しながら、霧島ジオパークを推進しています。令和4年度は、日本ジオパーク委員会にエリア拡大の申請を行い、9月にエリア拡大が認定されました。新しいエリアは、従来の構成自治体に湧水町を加えた5市2町の全域におよび、霧島山とその麓一体を包み込むように広がりました。拡大したエリアでは、周知イベント等の開催や地質遺産等の保全、教育や観光への活用、防災への取組など、地域住民をはじめ、関係機関や民間団体と連携した取組を進める中で、お互いの意識の高揚に繋がりました。

また、新たに民間事業者2社、霧島酒造株式会社、一般社団法人霧島コネクトとパートナーシップ協定を締結し、相互発展と環霧島地域の持続可能な発展に取り組むこととしました。その他、環霧島会議との統合に向けた合同会議を開催し、承継事業の調整や組織体制などの協議を進め、統合に向けた準備を整えました。以上で説明を終わります。

○委員長（山口仁美君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は一括して行います。質疑はございませんか。

○委員（久保史睦君）

それでは1点お伺いをしたいと思います。主要な施策の成果の2ページですね。ラジオ広報事業。秘書広報課にお伺いしたいと思います。この聴取率、それから成果に係る費用対効果の分析、根拠とともに教えてください。

○秘書広報課主幹兼広報グループ長（富久亮二君）

FMきりしまの聴取率についてでございますけれども、FMきりしまのほうに確認をいたしましたところ、聴取率につきましては調査をしていないというようなことでございました。それから費用対効果の部分でございますけれども、FMきりしまの委託料が総額で349万200円ということで、失礼いたしました304万9,200円というところでございます。年間の放送回数が522回ということで1回当たりの放送単価が約5,800円というところでございます。聴取率を含めですけれども、今、FMきりしまを聞いていただく際に普通のラジオ放送、それからインターネットを通じて聴取していただくことができるんですが、今特にインターネットの部分でFMのアプリを使って聴取をしていただいている部分がございます。それが今約2万件ぐらいのダウンロード回数があるというところでございます。それらの方がFM放送聞いていただいているのかなというふうに思っております。

○委員（久保史睦君）

テレビは視聴率があって、分析をされてそれからリサーチ会社が入るんですけれども、ラジオの聴取率はとってない、分からないというところで、成果のところには決算の分析は載ってきてるわけですね。それはこの成果としてとらえていいものかどうか。2万件登録してるっていうのはあくまでも登録数であって、それは聴取数とは全然関係ない。それを全員が聞いているとは限らないという部分なので、そこらへんについては、何かですね、そういう聴取がとれないのかどうかとかですねそういう部分また何か検討していただくことを要望しておきたいと思っております。

○委員長（山口仁美君）

要望ということですね。ではほかにもございませんか。

○委員（植山太介君）

主要な施策の成果の5ページ、交通安全施設整備事業についてです。ここに警察に横断歩道の設置を積極的に要望した結果、国分地区に2か所、信号機は隼人インターチェンジ出口に新設されたと記載がございます。これは、幾つ要望をして2か所新設されたのか。そのような数字をお持ちでしたらお示しいただければと思います。

○安心安全課長（山口留美子君）

令和4年度に警察に要望を行った件数でございますが、信号関係で5件、一時停止関係で4件、横断歩道関係で8件、速度取締り関係で4件、合計21件要望をしております。

○委員（徳田修和君）

関連にはなると思いますが、口述の際に地域まちづくり事業実施計画などで要望された交通安全施設の整備を実施ということで、今警察のほうにこれだけの要望をされたというような御報告でしたけども、このまちづくり実施計画との兼ね合いでいくと、まちづくりで地域から出た要望に対してはどの程度対応ができたのかお示しくください。

○安心安全課長(山口留美子君)

まちづくり計画書の関係の要望に対する設置率になるかと思うんですけども、まず交通安全施設整備事業は、交通、まさしく交通安全に関わることということで、予算の関係は全て安心安全課のほうで取り持っておりますが、市道だったり、農道だったりという道路の管理の関係につきましては、それぞれ建設施設管理課だったり、担当課の耕地課のほうで整備をして、予算のほうの取りまとめを安心安全課でしております、安心安全課での関係はカーブミラー、道路反射鏡の要望、それに対する設置というふうになっております。まちづくり計画書で、カーブミラー、道路反射鏡について要望があったのが令和4年度トータルで26件でございました。そのうち、設置したのが4基でございました。したがって設置率というのは15.4%になってくるかと思えます。

○委員(徳田修和君)

要望件数からすると、かなり少ないかなと思うわけですが、ここら辺の取扱い実績に対してどのような分析をされているのか確認を最後させていただきます。

○安心安全課長(山口留美子君)

安心安全課のほうでは、まちづくり実施計画とは別に、地区自治公民館、自治会のほうに別途要望をとっております。その要望は、新規設置であったり修繕ということになってまいります。トータルでいきますと、要望件数はまちづくりと、安心安全課でとった要望のトータルが192件となります。うち、新規が121基、修繕が71基です。先ほど新規のほうは、121基に対して、まちづくりのほうは4基と答弁いたしました、設置自体は28基となっております。したがって新規の設置率は23.1%となります。修繕のほうは全て安心安全課のほうへの要望となっております、71基の要望に対して71基の修繕を行ったところ、100%となります。トータルといたしましては、要望192基に対しまして、実施が99でございますので実施率としては51.6%というふうになってまいります。

○委員(宮内 博君)

安心安全課のほうに確認をさせていただきます。主な事業契約の購入状況、委託契約の状況の4ページと5ページになりますが、排水機場のですね、施設管理の委託料の関係であります。隼人町内に設置をされている排水機場7か所のですね、施設管理業務委託ということになるわけですが、隼人方面隊10万円ずつですね、契約をしているという報告であります。どういう条件のもとで、年間契約ですので、契約をしているのかまず内容についてお示してください。

○安心安全課主幹兼防災グループ長(有村 浩君)

排水機場に対して委託、1か所当たり10万円というものの内容につきましては、通常の保守、草払いとかそういったものも含めて、排水機場の状況によって、訓練を行って場合によっては出動するというので消防団に対しての10万円でございます。

○委員(宮内 博君)

管理業務委託というふうになっておりますので、それで雑草の除去も含まれるということですが、場所によっては雑草ないところもありますよね。ですからどの程度の管理をしているのかっていう話なんですけど。緊急時に、災害発生時にですね対応できるような施設管理ということで、例えば、月に1回稼働させて確認をすとかですよ。そういったふうになっているのかどうかの確認なんですか。

○安心安全課主幹兼防災グループ長(有村 浩君)

今委員がおっしゃられたとおり発災時に、確実に稼働するというところの動作確認まで含めた委託になっております。あと、必ず月1回というのは、確実に動くということを委託でうたっておりますが2回行っている場合もございます。ですので確実な動作が確認できるような内容で、各施設ごとに統一されたものではないと理解してまます。

○委員(宮内 博君)

それは当然その報告書として上がってくるというふうに思いますけれども、そういう仕組みになってますかね。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

はい、点検等を行った場合には隼人地域振興課〔36ページに訂正あり〕のほうに作業を行った内容日時等について報告するような仕組みになっています。

○委員（宮内 博君）

これ昨年でしたかね、一昨年の災害時に3号機排水機場が稼働して間もなく停止をしたということで実質間に合わなかったわけですね。そういうことがあるものですから、ですから消防団員の方たちでするので技術的な面で機器に通じているのかどうかという点では不安があるかというふうに思いますが、当然その専門業者に対しても定期的に点検を要請するという仕組みがあるだろうと思えますけどその辺はどうなってますか。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

ポンプにつきましてはメーカーのほうへの保守、あと電気の関連の保守、別途の委託を組んでそのあたり専門的な目で点検もいたしております。ただ今おっしゃいましたように、実際動かなかったという実績がございます。もう、実際設置してから10年以上経ち老朽化によるもので実際の稼働ができなかったという事実もございます。ですので今後そのあたりも含め、長寿命化まで含めた点検というの今後検討していきたいというふうに考えています。

○委員（宮内 博君）

この報告の中で、いわゆる株式会社ミゾタに7か所分、70万4,000円で点検業務委託をしているということがありますので、その点についてはこの事業者が専門的な視点からですね、点検をしているのかなというふうに思いますが。先ほどありましたように平成5年災、93年の災害の時を一つの教訓にして四、五年前に全て整備をされたということで、ですから25年、古いものではそれよりも27年ぐらい経っているという施設なわけですよ。当然そのいつ故障が起こるかもわからないリスクを持ってるということで、今回、移動式ポンプの配備をするという形で、そういうときに対応できるような措置もとってはいるんですけれども、やはり老朽化はもう避けられないというふうに思いますので、そこらあたりですね、耐用年数が、このポンプ自体が何年なのかということ、そしてそれを踏まえてどういうふうにしていくのかっていうのをですね、議論があればお示しをいただきたいと。まず耐用年数から示してください。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

排水機場の耐用年数ですけども、実際排水機場として明確に定義された耐用年数というのはないということで、地方公営企業法の施行規則の中で、機械装置及びポンプ設備ということで15年というのがありますので、それが一定の目安になるのかなとこちらのほうとしては理解しているところです。今おっしゃられたように、耐用年数等もあるものは大幅に超えているというようなことも間違いない事実でございます。上下水道部の雨水管理総合計画の中で、広域的な、下水道の受益地区に対してですけども、広域的な排水について検討がなされているところでございます。その中でも姫城2号については、もう既に事業が進んでいるという状況でございます。そのほかの施設についても、そういった形で総合的な観点で全庁的に検討していかなければならないことというふうに認識しています。

○委員（宮内 博君）

今の下水道事業でやるのは、新たにポンプ設置をする部分は下水道のほうで担うだろうと思えますけれども。既設の7か所については下水道のほうで担当ではないというふうに思うんですね。ということはもっとも主要な担当部門ということになりますと、安心安全課のほうになってくるのではないかというふうに思いますが。それを上下水道部のほうでというふうに捉えて、耐用年数が

もうずいぶん過ぎているにもかかわらず手だてを講じないというのでは、まずいのではないのかなというふうに思いますけれど室長そのへんではどうでしょうか。

○市長公室長（富永博幸君）

7基あるわけです。そのうちの2基については雨水管理総合計画のほうで新たに更新をするというのがあります。ですから、残りの5基というのが今後検討課題となるというふうに認識しております。これについて私どもも非常に苦慮しております、定期的にオーバーホールは計画でやっているところです。ですけど、耐用年数としては大幅に過ぎてるのも認識しておりますので、今後計画的に進めていかなきゃならないというふうに十分認識しております。さきの本会議の一般質問の中で久保議員から隼人地域振興課でこれをこのまま続けていいのかというような内容の御質問もございました。それについても今後検討していかなければならないというふうに考えておまして。先ほどグループ長が言いましたけど、全庁的に考えていかなければならないというふうに申し上げました。それはそういう意味です。安心安全課だけでできる、隼人地域振興課だけでできるものでもないというふうに認識しておりますので、ここは少し私のほうも、もっと早く計画的にできないかというのは検討してまいりたいというふうに重々考えております。

○委員（竹下智行君）

ジオパークについてお尋ねします。ジオパークについては子どもたちへの理解を深めてもらうことが大事だと思いますけども、学校等へ出前講座、あとフィールド研修を行っておられたということですけどもその件数とか学校での実施状況を教えてください。

○ジオパーク推進課長（徳留要一君）

小中学校、高校等学校への出前講座の件数などを申し上げます。小学校は8件93名、中学校が2件146名、高等学校が1件40名を実施しております。あと、野外活動、学校登山ですけど、ガイド派遣のほうは小学校が6件287名、中学校が1件56名です。あと高校生によるフィールド研修についてなんですが、都城の泉ヶ丘高等学校の理数科の生徒さんが80名。市立の千葉高校の生徒が40名。あと国分高校の理数科の生徒が40名ということになっております。

○委員（竹下智行君）

小中学校への出前講座については、霧島市内の全学校を何年かで実施するというふうな理解でよかったですか。今年度も実施すると。

○ジオパーク推進課主幹兼ジオパーク推進グループ長（野村譲次君）

市内の全ての学校に実施するのではなく、市内の小中学校から教育委員会のほうに出前講座の依頼があります。その依頼に対して事務局の専門員が出前講座ということで行っております。

○委員（久保史睦君）

主要な施策の成果、これの4ページにになります。防災行政無線運営事業の中で、非常にこの災害の在り方という部分で、私個人的には安心安全課の取組というのをずっと見させていただいて非常に高く評価をしているところもございます。その中でやっぱり自分の命は自分で守るという自助という部分について、この防災行政無線というのは本当にもう命綱というか、生命線の非常に大事な無線であると思います。その保守点検管理の部分なんですけれども、この成果の部分において、ここに628自治体の各家庭内で防災情報等を聞くことができる環境の整備というふうにございます。実際628自治会の中で、防災行政無線がどれぐらい設置されているのか、これは全世帯数の比率で出すのか、自治会加入者の中の比率で出すのかちょっと分からないんですけれども、どのような形で把握をされていらっしゃるのか、この部分について新規設置の数字も分かれば一緒に教えていただければと思います。

○安心安全課防災グループ主査（鮫島友和君）

防災行政無線の地区自治公民館等への接続なんですけれども、こちらにつきましては、地区自治

公民館の設置のコミュニティー無線に関しましては、市民活動推進課のほうの地域振興補助金のほうで設置をされております。そちらの設置された地区自治公民館等のコミュニティー無線に対して、防災行政無線を接続しているという状態が、今、防災無線の接続の状態になります。628の接続に関しましての対象につきましては、接続している自治会の加入者数をもとに計算をしております。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

1点訂正がございます。先ほど宮内委員のほうにお答えいたしました。排水機場に関して、消防団が点検してその結果について、先ほどは隼人地域振興課に報告するというお答えをいたしました。が、実際は樋門を管理する土木課のほうに報告しているという状況でした。おわびし訂正します。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

[「なし」という声あり]

以上で、市長公室の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時 4分」

「再開 午後 2時 8分」

△ 議案第69号 令和4年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（山口仁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第69号、令和4年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市長公室長（冨永博幸君）

議案69号 霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、説明します。本事業は、交通事故による負傷者等に見舞金を給付する、市独自の相互扶助事業です。詳細につきましては、安心安全課長が説明しますので、よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○安心安全課長（山口留美子君）

令和4年度決算に係る主要な施策の成果に基づき説明します。164ページをお開きください。交通災害共済への加入状況につきましては、掛金を納付された加入者数は2万5,827人で前年度比1,372人の減となりました。これは、75歳以上の高齢者層が801人の増となったものの、小中学生層が187人の減、一般層が1,986人の減となったことによるものです。見舞金の給付状況につきましては、死亡見舞金の給付は2件で100万円、前年度比2件100万円の増となっています。傷害見舞金の給付は49件234万円で、前年度比54件257万円の減となっています。以上で説明を終わります。

○委員長（山口仁美君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員（前田幸一君）

この交通災害共済事業なんですが、合併当時は100万円の見舞金ということで、だんだん事業が苦しくなり数年前から50万というような形で、死亡見舞金は2件で100万。2人の方が亡くなられたというようなことだろうと思います。小中学生及び75歳以上はそれまでは免除だったのが、対象にな

ったということで今、課長のほうで説明がありましたけど、75歳以上が801名は参加をしましたよと。しかし、小中学生のほうは187名減りましたよと。そのほかは500円ですかね払って加入をされてるというような状況だろうと思いますが。この収支状況は、その年の交通事故等によって違うんでしょうけど、どんなもんなんでしょうか。例えば、平成17年、16年でしたですかね。まだ合併前だったんですが、鹿屋市なんかはもう独自のやつを廃止して、県の、通常一円保険というのがあったんですが、それに加入をされたということで。合併協議会でこれも議論したんですが、将来的には行き詰まるよというような話をしてたんですが、今の状況では将来的にどんな見通しをされているのかちょっとお聴かせいただければと思います。

○安心安全課交通防犯グループ長（末重公司君）

ただいまありましたように、現在加入者が少なくなっていると。特に小中学生につきましては自転車を購入したときに、生協コープの保険とか、自転車の保険というのがありまして、加入者が年々減少していると。高齢者の方も現在民間の保険がかなり充実をされているということで、給付のほうはコロナもありまして事故件数も減っております。なので令和4年度については、先ほど課長が申し上げた件数で、令和3年に比べてかなり減少しております。ただ、コロナがあけた現在、もう既に50件近い給付が今の段階でもうきております。事故件数も増えているので、今の段階ではコロナ前と同じ考えで給付も増えてくるのではないのかなというのを今現在分析をしているところです。

○委員（前田幸一君）

コロナ前の件数等に返ってくるとなれば、この特別会計なんでどこかで対応を迫られるのかなあと。ですから、やはり長期的な視野といえましょうかこの高齢化が進んでいく中、そしてまた、都市部においては交通量が非常に多くて、道路もそんなに広くございませんので事故件数等も上がっていくのかなというふうに思うわけですので、先を見据えた今すぐに答えを出してくれというのではなくてやはり、そこらへんの検討も今後必要ではないかなというふうに思いますがいかがお考えでしょうか。

○市長公室長（富永博幸君）

以前、制度改正をしたのは皆さん御承知のとおりかと思えます。その際に免除の部分もなくして、皆さん負担をいただくという制度に切替えました。そのときの議論の一つに、加入率の問題があったかと思えます。加入率はそのまま低下していくともう到底歳入と歳出のバランスは崩れてしまう。お支払いすることができない状態に陥って最終的には一般会計からの繰り出しということに手を出さざるを得なくなるというのが実情だろうとそのときは想像しておりました。恐らくですが、近い将来加入率20%を切るというのはもう確実だろうなというふうに考えております。そのために、それを何とかならないか、こちらでも検討はするんですけども、先ほどのグループ長からの説明もあったとおり、民間の保険もございますし、今のこの共済事業制度でいくとなかなか厳しいのが実情かというふうになります。ですのでこの加入率が、今後まださらに低下するような場合には、廃止検討も含め、何か、いい案がないか検討を進めていかなければならないというのは重々承知してるところでございます。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第69号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時16分」

「再開 午後 3時19分」

△ 議案第65号 令和4年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（山口仁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第65号、令和4年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、企画部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（出口竜也君）

企画部関係の令和4年度決算に係る主要な施策の概要について、ご説明いたします。企画部は、企画政策課、地域政策課、情報政策課、DX推進課の4課で構成しており、資料は18ページから29ページです。まず、企画政策課につきましては、第二次霧島市総合計画後期基本計画等の策定や産学官等との連携の推進、霧島市定員管理計画等に基づく組織・定員の適正化、指定管理者制度の推進に取り組んでまいりました。次に、地域政策課では、航空機騒音対策としての空港周辺地域環境整備事業、地域公共交通の確保を図るためのコミュニティバス運行事業や路線バス支援事業等を実施したほか、移住PR・体験研修や移住定住促進補助制度などにより、中山間地域の活性化に取り組んでまいりました。次に、情報政策課では、電算機器の安定稼働、事務処理の効率化・迅速化及び住民サービスの一層の向上を図るため、ネットワーク機器や各種システムに係る電算機器の更新及び住民情報などを取り扱う基幹系システム等の維持管理やシステム改修等を行いました。統計業務においては、就業構造基本調査などの基幹統計調査の実施や霧島市統計書の概要版図で見る霧島市のすがたを作成いたしました。次に、DX推進課では、DXの推進として、本市の目指すべきデジタル社会の検討やマイナンバーカードの普及促進事業を実施したほか、窓口業務改善及び各種申請支援など住民サービスの向上を目的として、公共施設ウェブ予約システムの導入等を行いました。溝辺地区ケーブルテレビ運営事業においては、地上波デジタル放送とブロードバンドインターネットサービス等、安定的な事業運営に努めてまいりました。以上、企画部関係の令和4年度決算に係る主要な施策の概要を説明しましたが、詳細につきましては、各課長が順次ご説明いたしますので、ご審査賜りますようお願いいたします。

○企画政策課長（上小園拓也君）

企画政策課関係の決算についてご説明いたします。主要な施策の成果の18ページをご覧ください。第二次霧島市総合計画につきましては、前期基本計画の検証や社会環境の変化を踏まえつつ、多様な人材の意見をお聴きしながら、令和5年度から5年間を計画期間とする期基本計画を策定しました。次に19ページをお開きください。地方創生の推進につきましては、第2期霧島市ふるさと創生総合戦略に掲げた施策の効果検証等を行うとともに、第3期総合戦略を策定するため、霧島市ふるさと創生有識者会議を開催しました。また、産学官連携として新たに2企業と包括連携協定を締結したほか、これまでに連携協定を締結している企業等と協働して、各種取組を実施しました。次に20ページをお開きください。組織・定員の適正化につきましては、市長公室を新設するとともに、企画部と農林水産部においてグループの再編を行い、令和5年4月1日現在の組織数は、12部局、5総合支所、74課、194グループ等となりました。また、職員数については、霧島市定員管理計画に基づき、計画的な職員採用を行った結果、令和5年4月1日現在の職員数は1,068人となりました。指定管理者制度の推進につきましては、令和5年4月に更新する市営住宅ほか3施設について、指定管理者の指定に係る手続を実施しました。令和5年4月1日現在、指定管理者制度を導入している施設は、公募259、直接指定26の計285施設となっています。以上で企画政策課の説明を終わります。

○地域政策課長（宮永幸一君）

地域政策課関係の決算についてご説明いたします。主要な施策の成果の21ページをご覧ください。

空港周辺環境整備につきましては、航空機騒音に対する空港周辺地域の環境整備として、鹿児島空港周辺地域環境整備基金の対象区域等において、NHK受信料助成、空気調和機器機能回復補助、社会福祉法人等が実施する騒音対策への補助等を実施しました。空港開港 50 周年記念につきましては、空港を有する地域の魅力を認識し、郷土愛の更なる醸成を図ることを目的に、本市内の児童生徒を対象に、パイロット・客室乗務員による航空教室や遊覧フライトを実施しました。バス運行事業のうち、コミュニティバスにつきましては、ふれあいバス、デマンド交通及び「はやと循環ワゴン」の運行など、交通空白地域や交通不便地域の住民の交通移動手段の確保に資する取組を実施しました。次に 22 ページをお開きください。路線バスにつきましては、医師会医療センターや中心市街地を運行する市街地循環バスや本市をはじめ複数市町をまたがって運行する広域路線バスへの補助を行うことにより、地域住民の広域的な移動手段を確保しました。次に 23 ページをお開きください。移住定住促進の移住PR・体験研修につきましては、東京の地下鉄電車内への広告掲載や移住者向けのウェブサイト等を通じ、本市の移住者支援制度の情報発信を行うとともに、実際に移住した方との交流や農作業体験などによる移住体験研修を実施しました。次に 24 ページをお開きください。移住定住促進イベント等への参加につきましては、東京・大阪等で開催された「ふるさと回帰フェア」等において、本市の魅力を情報発信するとともに、対面による移住相談会を実施しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、オンラインによる移住相談会等を実施しました。次に 25 ページをお開きください。移住定住促進補助金につきましては 70 世帯 188 人を対象に同補助金を交付しました。このうち中山間地域への移住者は 91 世帯 168 人であり、本制度の活用を通じ、中山間地域の活性化が図られました。以上で、地域政策課の説明を終わります。

○情報政策課長（八ヶ代秋吉君）

情報政策課関係の決算についてご説明いたします。主要な施策の成果の 26 ページをご覧ください。電算業務につきましては、基幹系システムを始めとする各種システムを安全確実に稼働させるという方針の下、関係課・委託業者との連携を密にしながら、的確な運用に努めました。また、地方税共通納税システムに係る対象税目の拡大に対応するため、所要のシステム改修を実施しました。市庁舎からのインターネット接続環境につきましては、県セキュリティクラウドの更新に伴い、新たなクラウド環境へのメールサーバ移設作業等を実施しました。次に 27 ページをお開きください。基幹統計調査につきましては、学校基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査における単位区設定作業を実施しました。これらの基幹統計調査の結果については、国や地方公共団体で、様々な行政施策の基礎的データとして活用され、そのほか各研究機関や企業等においても広く利用されています。以上で情報政策課の説明を終わります。

○DX推進課長（野村博昭君）

DX推進課関係の令和 4 年度決算についてご説明いたします。主要な施策の成果の 28 ページをご覧ください。FMきりしま難聴対策については、ギャップフィルターシステムを活用して、FMきりしまの横川地区における難聴対策のための中継局整備を行い、令和 5 年 4 月 1 日から横川地区においてFMきりしまの放送を開始いたしました。次に、情報化推進については、ICT を活用して自動化・省力化を図り、より少ない職員で効率的に事務処理する体制を構築することを目的として、AI-OCR・RPA の運用や総合支所等フリーWi-Fi 環境整備、公共施設ウェブ予約システム整備、Web 会議環境整備を行いました。29 ページをお開きください。次に、DX推進事業については、日本情報通信株式会社の内田 晋氏をCIO補佐官として任用し、デジタル・トランスフォーメーションの取組について専門的知見からアドバイスを受けながら、本市の情報化推進計画に位置付けるきりしまDX未来図を策定し、目指すべきデジタル社会の方向性を示すことができました。また、デジタル社会の基盤として利活用が見込まれるマイナンバーカードの取得促進を図るため、商業施設等に特設会場を設置し、写真の撮影や申請書の記入に関するサポートを実施いたしました。次に、溝辺

地区ケーブルテレビ運営事業については、溝辺地区におけるテレビ難視聴地域の解消とブロードバンド環境の整備等を目的とした事業として、引き続き、ケーブルテレビ施設の適正な維持管理に努め、地上波デジタル放送、ブロードバンドインターネットサービス等の安定的な稼働や事業の運営を図ったところです。以上で、DX推進課の説明を終わります。

○委員長（山口仁美君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は2課ずつ行います。まず、企画政策課と地域政策課についての質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○副委員長（今吉直樹君）

主要な施策の成果の資料の18ページ企画政策課の総合基本計画策定、後期の基本計画の策定に関する質問なんですけど、今回見直しの作業をされて898万円、九州経済研究所、KERに支出をされてるんですが市民調査の実施や、基礎調査、ワークショップ、それぞれされていますけどその事業費の内訳をお示しいただけませんか。

○企画政策課長（上小園拓也君）

細かい内訳までは手元にございませぬけれども、全体で決算額としましては1,189万9,324円。これが決算額でございます。このうち、総合計画関係の審議会の委員への報酬、この部分が36万9,600円。それから、市民意識調査あるいは計画書の印刷関係、これらの経費、印刷製本費が72万2,700円。それから市民意識調査の郵送関係です。役務費が175万9,622円。そして大きいところで今ございました委託料が899万8,000円でございます。あと、消耗品とか、旅費、費用弁償の経費がこのほかにございます。

○委員（植山太介君）

主要な施策の成果の20ページ、指定管理者制度の推進についてお尋ねをいたします。指定管理者施設の利用者アンケートにおいてここに記載がされております。少し詳しくお伺いさせていただきたい。誰が行ったのかこの利用者アンケートについて、そこでちょっとこのアンケートの内容を少し説明していただけたらと思います。

○企画政策課主幹兼行革推進グループ長（米元利貴君）

このアンケート調査につきましては、指定管理者のほうで利用者の方からとっていただきまして、それを集計した結果となります。

○委員（植山太介君）

指定管理者が、独自でアンケートを行ってそれを集計したということだと思います。その中で、ここに書かれている満足、やや満足がおおむね7割を超えておりと記載されておりますが、おおむねということですので、そうじゃない場合もあるかと思っておりますけど、そのようなときはどのような対応をとられているのか。またアンケートというものは、集計の際しっかりした形で手元に上がってきているのか、そこらへんの説明をお願いします。

○企画政策課主幹兼行革推進グループ長（米元利貴君）

アンケートの結果をどのように反映しているかというところですけども、アンケートの結果で内容的によくはないものとかも上がってくると思うんですけども、そのような案件につきましては、月例報告とかがございますので、その中で市の担当課と指定管理者と協議を行いながら改善を図っているところです。

○企画政策課長（上小園拓也君）

このアンケートでございますけれども、先ほど委員のほうから指定管理者が独自でということでございますけれども、実はこのアンケートにつきましては、毎年9月から10月に市のほうで、一定の項目を設けて各指定管理者に同じような形で、同じような項目をアンケートをですね、実施しているところでございます。その中で今ございました正確かどうかというところにつきましては、

私ども指定管理者がしっかり指定管理業務を行う上で、当然に正しくアンケート調査を実施しているものというふうに理解してるところでございますので、それらの結果をもとに、先ほどございましたとおり指定管理者と連携をとりながら対応しているというところでございます。

○委員（竹下智行君）

主要な施策の成果の19ページの地方再生の推進についてのところですが、包括連携協定のほうが現在16件ということでもありますけど、いろんなイベント等への、PR等もお願いしてるかと思うんですけど、こういったことは市のほうから提案をして、こういうことでお願いできませんかということなのか、企業からこういうことで協力できますがどうでしょうかということなのかその中身についてちょっとお示してください。

○企画政策課主幹兼企画政策グループ長（藤田光治君）

具体的な取組につきましては、企業のほうから提案がある場合もございますし、各課のほうで依頼する分、両方ございます。内訳については把握しておりませんが、両方あるということです。

○委員（宮内 博君）

21ページのふれあいバスの関係についてお尋ねをいたします。前年度等の比較では1,016人利用者が減っているということになっています。ただ前年度は10月からですね、隼人の循環ワゴンが運用されて、半年間ではありますけども500数十人ですね、利用していると。今回それが1年間運行したということで1,257人という利用があったということですが、一つ特徴的なことはいわゆる周辺部の利用者数が軒並みですね、減少してきているという状況があるんですけども。特に福山地区においては前年度比で23%の減ということですね。こういうことになっています。あと牧園についても16%の減ということで2けた以上の減がですね、出てきている状況下にあるんですけども。これらを踏まえて何が原因だったのかですね、どういうふうにして地域の市民の皆さんの移動手段を確保していくのかということをごどのように議論をしているのかそのへんをお示しをください。

○地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

まず、ふれあいバスの福山地区につきましては、減少幅が大きかった理由といたしましては、ふだん利用をされている、いわゆるスクール対応便、子どもたちの利用が前年度と比較して減ったというのが大きな要因の一つでございます。また、牧園地区におきましては、特段、この牧園地区のふれあいバスを、いわゆるスクール便として活用されている児童さんというのは少ないんですが、昨年、令和4年7月に万膳地区におきまして、新たにデマンド交通の運行を開始したというところで、それまで運行していたふれあいバスの万膳線のほうを廃止をしたというところも一つございます。また、ふだんよく利用されている高齢者の方が、これはもう全てのふれあいバスにいえることなんですけど、ふだんよく利用されてる方が、お亡くなりになったとか、あるいは施設に入られたとかで利用をしなくなったということが、ここは全地区を通じて言えることなんですけど、ふれあいバスの利用が減っている一つの大きな要因であるというふうに認識しております。これらを踏まえて市といたしましては、現在も各地区、特に本年度においては横川地区におきまして、住民座談会のほうも3回開催いたしまして、地域に最適な地域公共交通の在り方について、座談会の中で、住民の方々の御意見をいただきながら、今一緒になって見直し案についても検討を重ねているところでございます。

○委員（宮内 博君）

横川地区では16%減ということで住民座談会を実施をしたということではありますが、最も減少率が大きかった、子どもさんたちの利用がというお話でありましたが、福山についてはそういった対応はしなかったんですか。

○地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

昨年度におきましては、福山地区においてはそのような座談会というものは開催していないとこ

ろでございます。

○委員（宮内 博君）

今後の対応としては、何らかの対策を考えてらっしゃるんですか。

○地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

委員がおっしゃるとおり、本年度、福山地区におきましても、今後、特に学校との協議のほうも進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（山口仁美君）

次に情報政策課、DX推進委員会の質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（久保史睦君）

主要な施策の成果29ページ、溝辺地区ケーブルテレビ運営事業についてお伺いをしたいと思います。この部分について過年度徴収率過去5年間分。それと不納欠損の状況及び前年度比較3.60ポイント減の理由について教えてください。

○溝辺総合支所地域振興課主幹兼地域振興・教育グループ長（宗像茂樹君）

まず、過去5年分の過年度の徴収率を申し上げます。平成30年度が1.00%。令和元年度が31.82%。令和2年度が21.06%。令和3年度が7.97%。令和4年度が4.37%でございます。今、御指摘のございました主要な施策の成果の29ページでございますけれども、右側の成果の欄に1番下に記載しておりますとおり、過年度徴収率は前年度と比較をいたしまして、3.6ポイント減となっております。主な要因といたしましては、転出や死亡など徴収が困難な未納分が固定化した影響もございまして徴収率が下がっている状況でございます。

○委員（宮内 博君）

地域政策課のほうにお尋ねをいたします。25ページでありますけれども、70世帯188人の移住者があったという報告であります。地域別に紹介をしていただければと思います。

○地域政策課主幹兼中山間地域活性化グループ長（今村伸也君）

70世帯の地域別の人数、世帯数をお答えします。国分地区6世帯、隼人地区6世帯、溝辺地区28世帯、横川地区2世帯、牧園地区8世帯、霧島地区15世帯、福山地区5世帯の計70世帯です。

○委員（宮内 博君）

その中で、中学生以下が52人ということでの報告ですが、それはどういうふうになってますか。

○地域政策課主幹兼中山間地域活性化グループ長（今村伸也君）

後ほど回答いたします。[44ページに答弁あり]

○委員（下深迫孝二君）

29ページのですね、さっき申し上げたケーブルテレビのところ。新規加入者が15件というのがあるんですが具体的措置というところですね、これはどういう方たちが新規で入られてるのか。一方では滞納がある中で新規の加入者があるということは、恐らく外部から入ってこられた方たちかなというふうに思うんですけれども、そこをちょっと御説明ください。

○溝辺地域振興課地域振興教育グループ主査（山野茂洋君）

今御質問にありました新規加入者に対する受信施設設置の15件についてです。こちらはどのような方たちが新たに設置するかということなんです、従来からお住まいでもともと設置をしている方以外に、やはり家を新築された方とかで、まだテレビのほうは今から設置をするというところで、地区によっては地上デジタル放送のアンテナで十分に電波が入るところの方は、もう地デジのアンテナ視聴をする方も多いんですけれども、やはり中には山間部等で通信障害等もありまして、なかなか見れないですとか、あとはケーブルテレビの地域のチャンネルのほうも見たいという御希望もあつたりしますので、そういった方が新築で申請をされた方で、15件設置をしてるところでございます。こちらにつきましては、溝辺町内にめぐらしてありますケーブルテレビの幹線のところから、

タップと呼ばれるところなんですけれども、そこから御自宅まで引込線を引き込んで保安器を設置している、そのような内容がこちらの受信施設の設置というところでもあります。

○委員（下深迫孝二君）

その費用についてはどのようなになってるんですか。

○溝辺地域振興課地域振興教育グループ主査（山野茂洋君）

こちらにつきましては、まず市のほうが設置を委託しているケーブルテレビの会社ですね、こちらのほうには委託料として1件当たり22,000円、こちらの費用を支出しております。それと同時に家を新築されて新しく引かれる方ですね、こちらの新規の加入者の方からも負担金として同額の22,000円を支払っていただいているところです。

○副委員長（今吉直樹君）

主要な施策の成果の22ページ、地域政策課のバス運行事業についてなんですけれども、霧島温泉駅と丸尾間のバスの路線に対して、本市が費用負担をしているというところなんですけど、①のほうですね、こちらの乗車数をまず教えていただけますか。

○地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

令和4年度の実績が1,101人です。

○副委員長（今吉直樹君）

1,101人の市の負担額というのはいくらでしょうか。

○地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

令和4年度の市の負担額が424万1,000円でございます。

○副委員長（今吉直樹君）

それでは②番の廃止路線代替バス、こちらを県や関係自治体が負担をし合っているというところで、廃止路線代替バスは今何路線ありますでしょうか。

○地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

17路線でございます。

○副委員長（今吉直樹君）

県や関係自治体が負担をしているという記載がありますが、これの負担割合というか経費に対する支出の構成ってというのはどのようなになってるんでしょうか。

○地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

廃止路線代替バスにつきましては、まず市及び関係自治体とバス事業者のほうで、運行の覚書を締結いたします。そして締結、覚書に基づきましてバス事業者のほうで1年間運行をするということになります。その運行にかかった経費から運賃収入を差し引いた金額について、市のほうが、バス事業者のほうに補助金を交付いたします。その翌年度になりますが、原則として関係自治体が負担した補助金額の約2分の1を県のほうが負担をいたします。県のほうは、市に対しまして翌年度に補助金という形で約2分の1のほうを県も負担をしているということになります。したがって、沿線自治体が約2分の1、県のほうが約2分の1という費用負担となっております。

○委員（宮内 博君）

29ページですね、マイナンバーカードの関係については、確認をしておきたいと思いますが、令和4年度の実績ということでもありますので、健康保険証とのひもづけ等については令和5年度からのですね、非常に大きな問題としてあるわけなんですけれども、特に健康保険証とのひもづけ等に対しては、いわゆる病院窓口でのですね2割負担、あるいは3割負担の誤登録であったり、他人の保険証がひもづけをされていたりという事実がですね、全国的に明らかになっているわけです。一応成果表の中は令和4年度の普及促進ということで、実際に20日間ですね、商業施設等において申請サポートをしたということでの報告でありますけれど、この成果の具体的な措置の部分について

ては、その後明らかになったマイナンバー保険証の持ついわゆる危険性といえますか、そういうものについては言及がないわけですが、これはこの国の施策に地方自治体が振り回されている特徴的な事業だろうというふうに思いますけれども。その辺についてはどのような、担当部局としてですね、総括がなされているのかについてお示しただければ。

○DX推進課長（野村博昭君）

今委員御指摘のとおり給付金の受け取り口座の誤登録とか、健康保険証とマイナンバーのひもづけ誤りなどについては、個人情報漏えいが危惧されるというなど、住民の方の不安に陥れたということはですねこれは大いに反省する点ではないかと思えます。そのことについて国がマイナンバーのひもづけ誤りによる総点検を実施するなど住民の不安を払拭し、信頼を回復するための取組を行おうとしております。本市においては、国の動向を注視しながらですね、マイナンバーカードの安心安全性をPRしていく必要があるというふうに考えております。

○副委員長（今吉直樹君）

主要な施策の資料の21ページをお願いします。空港周辺環境整備です。本年度は空気調和機の機能回復に35件、令和4年度ですね、35件ありましたけど、これまで10件、15件。1桁から10件台が続いてましたが令和4年度については35件という2倍少し超えるぐらいの数が出てるんですけどこの理由は何か把握してらっしゃるんでしょうか。

○地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

委員御指摘のとおり令和4年度においては35件ということで、これまで10件台が主でしたので、昨年度だけかなり突出した数字でありました。その要因といたしましては、地域においても空気調和機の、例えば故障がある、あるいは調子が悪くてなかなかつかないとか、そういうような現象があれば、市のほうに相談をしたらどうかというようなことを地域の方が対象者の方々に言って回られたといったような実態もあったようでございます。そのような話を受けまして、地域の方々から市の担当窓口のほうに、この件については御相談、御要望等をいただいたところでございます。

○副委員長（今吉直樹君）

同じページの同じ事業で、社会福祉施設の補助こちらが2件ございますが、この内訳をお示しただけですか。

○地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

補助対象の事業者といたしましては2件ございまして、まず1件目が陵南児童クラブでございます。金額といたしましては36万6,600円でございます。もう1件につきましては集成保育園になります。補助金額といたしましては23万9,235円でございます。

○副委員長（今吉直樹君）

その2件の対策の内容というのはどのような改善がなされたんでしょうか。

○地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

本補助制度につきましては、令和3年4月1日に新たに制定して施行したものでございます。この補助金につきましては、社会福祉施設等が行う騒音対策事業に充てることができるということでございまして。令和4年度において補助したこれらの保育園等におきましては、例えば、航空機の騒音がありまして、なかなか外へ出て遊ぶにはちょっとうるさいとなったときに、屋内のほうで遊ぶ遊具でありますとか、そういうものについて補助対象としたところでございます。

○地域政策課主幹兼中山間地域活性化グループ長（今村伸也君）

先ほど宮内委員のほうからお尋ねがありました移住定住促進補助制度を活用した方の中学生以下の地域別の数ということでお答えいたします。溝辺地区が33人、横川が4人、牧園が4人、霧島が7人、福山が4人になります。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで企画部の質疑を終わります。以上で本日予定をしておりました審査を全て終了いたしました。次の審査は明日の9時から行います。本日はこれで散会します。

「散会 午後 3時 6分」